

厚生文教常任委員会

平成30年12月17日

葛城市議会

厚生文教常任委員会

1. 開会及び閉会 平成30年12月17日（月） 午前9時30分 開会
午後3時45分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員 委員長 内野悦子
副委員長 奥本佳史
委員 吉村始
" 谷原一安
" 川村優子
" 藤井本浩
" 西川弥三郎

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員 議員 杉本訓規
" 梨本洪珪
" 増田順弘

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長 阿古和彦
副市長 松山善之
教育長 杉澤茂二
市民生活部長 松村昇道
市民生活部理事兼
クンセンター所長 木村喜哉
保険課長 東錦也
" 補佐 西川雅大
市民窓口課長 西川嘉則
" 主幹 増井朋子
環境課長 庄田康則
" 補佐 白澤良枝
保健福祉部長 巽重人
" 理事 中井浩子
社会福祉課長 林本裕明

| | | | |
|------------|----|----|-----|
| 〃 | 補佐 | 田中 | 美菜 |
| 〃 | 補佐 | 石岡 | 千寿 |
| 子育て福祉課長 | | 井上 | 理恵 |
| 〃 | 補佐 | 新澤 | 健嗣 |
| 長寿福祉課長 | | 森井 | 敏英 |
| 〃 | 補佐 | 高橋 | 勝英 |
| 〃 | 補佐 | 鬼頭 | 卓子 |
| こども・若者 | | | |
| サポートセンター所長 | | 川崎 | 圭三 |
| 教育部長 | | 岸本 | 俊博 |
| 教育委員会理事兼 | | | |
| 学校教育課長 | | 吉川 | 正人 |
| 教育総務課長 | | 吉井 | 忠 |
| 学校給食センター所長 | | 吉村 | 和則 |
| 図書館長 | | 柏井 | 英洋 |
| 上下水道部長 | | 西口 | 昌治 |
| 下水道課長 | | 井邑 | 陽一 |
| 〃 | 補佐 | 野地 | 幸一郎 |
| 水道課長 | | 福森 | 伸好 |
| 〃 | 補佐 | 西川 | 康光 |

6. 職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------|--|----|----|
| 事務局長 | | 中井 | 孝明 |
| 書記 | | 吉村 | 浩尚 |
| 〃 | | 吉留 | 瞳 |

7. 付議事件（付託議案の審査）

- 議第63号 平成30年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の議決について
- 議第64号 平成30年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 議第65号 平成30年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 議第66号 平成30年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 議第67号 平成30年度葛城市霊苑事業特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 議第68号 平成30年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 議第69号 平成30年度葛城市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について

調査案件（所管事項の調査）

- (1) ゴミの減量化に関する諸事項について
- (2) 学校給食に関する諸事項について
- (3) 磐城小学校附属幼稚園周辺一帯整備について

開 会 午前9時30分

内野委員長 ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、これより厚生文教常任委員会を開催いたします。

本日はお忙しい中、ご出席をいただき、ありがとうございます。去る11月臨時会におきまして、各常任委員会の選任が行われました。当委員会の副委員長に奥本佳史委員、また不肖私が委員長の重責に推挙を受けた次第でございます。皆様のご協力によりまして、この重責を全うしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

委員外議員の出席をご紹介します。増田議員、杉本議員。

発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてから発言されるようお願いいたします。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

初めに、議第63号、平成30年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の議決についてを議題といたします。

なお、本案につきましては分割付託をされておりますので、本委員会の関係部分につきまして、提案者の内容説明を求めます。

岸本教育部長。

岸本教育部長 おはようございます。教育部長の岸本でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいま上程になっております議第63号、平成30年度葛城市一般会計補正予算（第5号）について、ご説明を申し上げます。

まず、お手元の1ページの方をお願いいたします。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億6,947万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ151億4,727万1,000円とするものでございます。

それでは、分割付託されております厚生文教常任委員会の所管に係る部分についてご説明申し上げます。事項別明細書12ページをお願いいたします。

それでは、第2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、13節委託料で48万6,000円の追加でございます。

次に15ページをお願いいたします。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費では、12節役務費で25万円の追加、19節負担金補助及び交付金で947万5,000円の追加、23節償還金利子及び割引料で137万8,000円の追加でございます。4目障害者福祉費では、20節扶助費で511万円の追加、23節償還金利子及び割引料で495万8,000円の追加でございます。5目老人福祉費では、20節扶助費で395万円の追加、23節償還金利子及び割引料で37万3,000円の追加、28節繰出金で55万円の追加でございます。

めくっていただきまして、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では、20節扶助費で2,200万6,000円の追加、23節償還金利子及び割引料で3万6,000円の追加でございます。

次に17ページでございます。5目ひとり親家庭等福祉費では、20節扶助費で198万円の追加、23節償還金利子及び割引料で42万円の追加でございます。

めくっていただきまして、19ページでございます。4項の生活保護費、1目生活保護総務

費、23節償還金利子及び割引料では11万7,000円の追加でございます。2目扶助費、23節償還金利子及び割引料では4,411万9,000円の追加でございます。

次に、25ページをお願いいたします。6款土木費、4項都市計画費、2目公共下水道費、28節繰出金では440万6,000円の減額でございます。

めくっていただきまして、8款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、28節繰出金では、92万1,000円の追加でございます。次に、2項小学校費、1目学校管理費では、18節備品購入費で177万3,000円の追加、2目教育振興費では、20節扶助費で94万9,000円の追加でございます。次に、3項中学校費、1目学校管理費では、18節備品購入費で124万1,000円の追加、2目教育振興費では、20節扶助費で288万2,000円の追加でございます。

めくっていただきまして、5項社会教育費、3目文化財保護費では、8節報償費で17万5,000円の減額、13節委託料で17万5,000円の追加、19節負担金補助及び交付金で76万円の追加でございます。

めくっていただきまして、7目図書館費では、18節備品購入費で50万円の追加でございます。次に、6項保健体育費、2目体育施設費では、16節原材料費で700万円の追加でございます。

めくっていただきまして、同じく18節備品購入費で1,400万円の追加でございます。

次に、9款災害復旧費、3項教育施設災害復旧費、4目保健体育施設災害復旧費、15節工事請負費では3億5,700万円の追加でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

7ページにお戻りください。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金では、1節社会福祉費負担金で72万4,000円の減額、2節児童福祉費負担金で89万5,000円の追加、4節児童扶養手当給付費負担金で206万5,000円の追加でございます。次に、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、2節戸籍住民台帳費補助金で48万6,000円の追加、2目民生費国庫補助金では、2節児童福祉費補助金で5,369万円の追加、3節生活保護費補助金で72万4,000円の追加でございます。7目教育費国庫補助金では、2節小学校費補助金で12万8,000円の減額、3節中学校費補助金で10万2,000円の減額でございます。

次に、14款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、2節児童福祉費負担金では44万8,000円の追加でございます。めくっていただきまして、2項県補助金、2目民生費県補助金では、1節社会福祉費補助金で1,161万7,000円の追加、2節児童福祉費補助金で1,342万3,000円の追加でございます。

次に、17款繰入金、1項基金繰入金、2目教育基金繰入金、1節教育基金繰入金では50万円の追加でございます。

次に、19款諸収入、3項雑入、3目過年度収入、1節過年度収入では、2,222万9,000円の追加、4目雑入、2節雑入では、46万5,000円の追加でございます。

以上が当委員会所管に係るものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

内野委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

吉村委員。

吉村委員 今度から厚生文教委員の方に移らせてもらいました吉村でございます。どうぞよろしくお願いたします。

ちょっと基本的なことから教えていただけたらありがたいと思うんですが、まず、17ページの3款民生費の5目にありますひとり親家庭等医療費扶助というものにつきまして、これは平成23年8月1日から父子家庭にも拡充されたというふうに私理解しておるんですけども、もともと母子だけであったのが父子ということになりまして、これが母子とか父子ごとの近年の実績といいますか、例えば増加傾向にあるとかいうふうなことを教えていただけたらというのと、父子家庭が入ったということでどういった意味合いがあるかというふうなことをお伺いしたいと思います。

次に、27ページ、8款教育費の小学校費と中学校費の学校管理費の備品購入費ですが、これで庁用備品の購入、恐らくクラスがふえることに対する措置なのかなと思うんですが、具体的にどのようなものを購入されるのか。それから、こういうものというのは、例えば人数がふえるごとによって変わってくるものなのか、あるいはクラスがふえるごとに予算計上されるものなのか、この2点、まずお伺いしたいと思います。

内野委員長 東課長。

東保険課長 保険課、東でございます。よろしくお願いたします。

ただいまの吉村委員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、このひとり親家庭等医療費助成扶助、これ増額の部分でございますけれども、これにつきましては、平成30年度当初予算につきまして、これまでの決算額及び平成29年度の毎月の支給額の推移等を勘案いたしまして、2,450万円を計上させていただきました。しかしながら、今年度、上半期の支出額が1,281万3,831円、執行率に直しまして52.30%となっておりますのでございますけれども、平均を上回るペースで推移をしております。

受診者数に大きな増減はないんですが、受給者の医療機関に係る件数の増加によるものと考えております。件数の増加理由につきましては、診療内容等のデータまでは送られてこないために明確なことはわかりませんが、インフルエンザやはしか等の流行が新聞等で報道されておまして、そういった流行性の疾患が増加理由の1つかと考えておる次第でございます。

そして、今回の198万円の増額につきましては、毎月の扶助費の支給額にばらつきがありまして、一番多い月で5月支給分の235万3,503円、少ない月で7月の178万1,647円と、57万円余りの差があることから、月平均値による決算見込みでは財源不足というふうになりますので、市民の皆さんにご迷惑をかける可能性もあることから、11月以降の支出見込み額を、これまでの最大値でございます5月の支給額235万円を試算をさせていただきまして計算したところ、198万円の増加をお願いした次第でございます。

それで、委員ご指摘の、母子父子の実績でございます。母子の平成29年度の数でございます。

すけども、947人です。それで、平成30年度におきましては924名でございます。父子につきましては、平成29年度が99人でございます。そして、平成30年度が118人となっております。

以上でございます。

内野委員長 吉川理事。

吉川教育委員会理事 教育委員会の吉川でございます。どうぞよろしく願いいたします。

備品購入費の件でございます。まず、小学校費でございますけども、177万3,000円の追加ということで、これにつきましては、平成31年度の新学期に向けての児童数が増加することに伴います机、椅子などの備品を事前に調達するもの、それから本年9月に改修工事が竣工いたしました當麻小学校の礼法室の会議用の机、椅子を購入するものでございます。

具体的に申し上げますと、まず新庄小学校でございますが、児童数の増加による児童用の机と椅子、それからクラス数の増加による普通教室以外の教室を普通教室にするため、必要となるロッカー、教卓、テレビモニターなどの購入でございます。それから、磐城小学校につきましては、これは児童数の増加による児童用の机、椅子の購入でございます。それから、當麻小学校につきましては、今申し上げましたように、礼法室の会議用の机、椅子の購入となっております。

次に、中学校費の分でございます。124万1,000円の追加ということで、これにつきましても平成31年度の新学期に向けての生徒数が増加することに伴います机、椅子などの備品を事前に調達するためのものと、それから新年度に難聴の子どもが入学しますので、そのために必要となる備品を事前に調達するものでございます。

内容につきましては、新庄中学校の児童生徒用の机、椅子と、それから難聴生徒に必要なロジャーマイクなどの備品を購入するものでございます。クラス数とか児童生徒数の増加によるもので、翌年度に向けてその予想をした段階で必要となる分を購入するものでございます。

以上でございます。

内野委員長 吉村委員。

吉村委員 教室用備品購入費につきましては、非常によくわかりました。

ひとり親家庭医療費扶助につきましては、もうちょっと教えていただきたいんですが、人数はよくわかりました。あと、母子家庭と父子家庭の求めておられるというか、この扶助の内容に優位差というものがあるのでしょうか。

内野委員長 東課長。

東保険課長 保険課、東でございます。

父子、母子とも扶助の内容については同じです。ニーズについても特にはないです。

内野委員長 ほかに。

谷原委員。

谷原委員 おはようございます。よろしく願いします。

ただいまの吉村委員との関連のようなことになるんですけども、16ページの3款民生費1

目児童福祉総務費の中の20節扶助費ですけれども、ここもかなりの補正額になっております。乳幼児医療費扶助、それから子ども医療費扶助、母子生活支援施設措置費、児童扶養手当費と、かなり増額になっております。これの内訳について教えていただきたいんです。人数増加ということなのかどうなのか、その内訳をお願いしたいと思います。

内野委員長 東課長。

東保険課長 保険課、東でございます。よろしくお願いたします。

ただいまの谷原委員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

乳幼児医療費の助成扶助の増額理由についてでございます。平成30年度当初予算計上時には、これまでの決算額及び平成29年度の毎月の支給額の推移を勘案をいたしまして4,530万円を計上させていただきました。しかしながら、今年度上半期の支出額が2,306万5,325円で、執行率に直しまして50.91%と、平均を上回るペースで推移をしております。受給者数に大きな増減はないんですが、受給者の医療機関に係る件数の増加によるものと考えております。増加の理由につきましては、診療内容等のデータは送られてこないんですが、先ほども申しましたインフルエンザやはしか等の流行が新聞等で報道されておりますけれども、そういった流行性の疾患が増加理由の1つと考えてございます。

そして、今回の412万円の増額につきましては、上半期の毎月の扶助費の支給額にばらつきがございまして、一番多い月で4月の支給分の458万7,446円、少ない月で8月の311万2,580円と、147万円余りの差がございまして、月平均値によります決算見込みでは財源不足になり市民の皆さんにご迷惑をおかけする可能性もございまして、11月以降の支出見込み額を、これまでの最大値でございまして4月支給分458万円で試算をさせていただき、412万円の増額補正をお願いした次第でございます。

続きまして、子ども医療費助成扶助の増額についてでございます。これも、平成30年度当初につきましては、これまでの決算額及び平成29年度の毎月の支給額の推移を勘案いたしまして5,480万円を計上させていただきました。しかしながら、今年度上半期の支出額が2,950万6,831円、執行率に直しまして53.84%と平均を上回るペースで推移をしております。受給者数に大きな増減はございません。受給者の医療費機関に係る件数の増加によるものと考えてございます。件数の増加につきましては、診療内容等のデータは送られてきませんが、先ほども申しましたインフルエンザ、はしか等、こういった流行性の疾患が増加理由の1つかと考えてございます。

今回の990万円の増額につきましては、上半期の扶助費の支給にばらつきがございまして、一番多い月で4月分の614万1,161円、少ない月で8月の376万3,745円と、237万円余りの差がございまして、そういったことから、月平均決算見込みでは財源不足になりまして、また市民の皆さんにもご迷惑をおかけする可能性がございまして、11月以降の支出見込み額をこれまでの最大値でございまして4月の支給額614万円を試算させていただきまして、990万円の増額補正をお願いするといった次第でございます。

以上でございます。

内野委員長 井上課長。

井上子育て福祉課長 子育て福祉課の井上でございます。よろしくお願いをいたします。

私の方からは2点のご回答をさせていただきたいと思っております。

まず1点目、母子生活支援施設措置費179万1,000円、こちらの分でございます。

こちらにつきましては、母子生活支援施設において、母子家庭の母親と児童とともに保護し、生活や就職などの自立に向けた支援を行うもので、入所する施設に係る経費となっております。

今回、委員からのお問いでございます人数増加なのかどうかという点でございます。増加でございます。こちらの予算につきましては、前回、平成22年から平成25年にわたり措置というものがございました。例年、予算計上を大体おおむね3カ月分として枠取りをさせていただいているところでございますが、今般、該当する母子がございましたので、その措置に係る分が不足となります。ですので、こちら補正させていただいたものでございます。負担割合は、国2分の1、県4分の1、市4分の1となっておりますので、あわせて歳入の方も補正をさせていただいております。

次に、もう1点でございます。児童扶養手当費、こちらの増額619万5,000円について説明させていただきたいと思っております。

こちらの、もともと児童扶養手当でございますが、父母の離婚などでひとり親家庭となった母子の生活の安定と自立の促進に役立て、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当でございます。負担割合は、国3分の1、市3分の2となっております。

今回のこちらの増額につきまして、委員のお問いでございます、人数的な増加なのかどうかというところでございますが、人数的にはさほど変わらないものの少しはふえているという回答になるのかなと思っております。といいますのは、こちらの方なのですが、平成30年7月27日に児童扶養手当法施行令の一部改正がございまして、そちらの方が平成30年8月1日から施行されたところでございます。内容といたしましては、児童扶養手当の全部支給所得制限限度額を30万円引き上げるとともに、児童扶養手当の支給整備に係る計数を改正されたところでございます。これに伴いまして、当初私ども見込んでおりました年間の予算額ですが、1億6,235万4,000円を見込んでおったところでございますが、年度を通じて1億6,800万円ほどがトータルで必要になるのではないかとということから、今回619万5,000円を予算計上させていただいたところでございます。こちらにつきましても、先ほど国の方が3分の1負担になっておりますので、あわせて歳入の方も予算計上、増額させていただいております。

以上でございます。

内野委員長 谷原委員。

谷原委員 いずれも若干人数がふえているというところもあるようですけれども、基本的に医療費扶助については、インフルエンザ等、受給者数の変化ではなくて受診者の数が延べでふえたということであろうかと思っております。

また、児童扶養手当分の増額は、国の制度の改正によって、より緩和されて広く児童扶養手当が出されることになったものによるものだとお伺いしました。葛城市においては人口増

ということが言われていますし、若い世帯の流入ということもありまして、今後、そういうことがこういうところに影響してくるのかなと思ってお伺いしたんですけども、今のところそう大きな変化ではなかったということで了解いたしました。

内野委員長 ほかにありませんか。

川村委員。

川村委員 それでは、まず27ページに、先ほど教育費についてご質問ありましたが、私はその教育費の中の小学校費、中学校費合わせまして、要保護、準要保護の児童扶助費についてご質問をさせていただきます。

かねてから、この件につきましては、いろんな委員たちからのご要望がありまして、多分この扶助費の増額については入学前に執行されていく分だと思いますが、改めてお伺いします。これにつきましては内容説明、多分、新学期の学用品ということの支給だと思いますけれども、支給の時期、今こうやって補正に上げていただいていますので、来年新学期が始まるまでの支給というふうにはなるとは思うんですけども、その時期についてお伺いをさせていただきたいと思います。

それからもう1点は32ページです。保健体育費の中の体育施設費でございます。16節原材料費の700万円と、その次の1,400万円、管理用機器の購入費、この内容の説明をお願いいたします。

以上です。

内野委員長 吉川理事。

吉川教育委員会理事 教育委員会の吉川でございます。

まず、扶助費の方でございます。小学校費の扶助費で94万9,000円の増額ということでお願いしている分でございます。これにつきましては、委員おっしゃいましたように、新入学生用品費の入学前支給を実施するための費用として計上しているものでございます。

まず、準要保護の方でございますけれども、今年度中に来年度1年生になる方に対して新入学生用品費を支給するというので、その想定人数は62人を想定しておりまして、不足額の134万1,000円を増額するものでございます。

次に、特別支援教育就学奨励費ということで、これも新入生の学用品費の入学前支給ということで、これは37人を想定しております。ただし、これにつきましては当初予算で組んでおりました分との差額ということで余ってきますので、39万2,000円を減額するものでございます。

次に、中学校費でございますが、288万2,000円お願いしておりますけれども、想定人数は49人を想定しております。特別支援の方は想定14人ということで、来年度に入学される方の入学前支給ということで実施する予定でございます。

これからの予定でございますけれども、1月に入学通知を出すときに、一緒に申込書等を送らせていただきまして、申込みを受け付けいたしまして、認定作業を行った上で、3月の初めごろには支給したいなというふうには今のところ予定しているところでございます。

以上でございます。

内野委員長 岸本部長。

岸本教育部長 教育部長の岸本でございます。

体育施設費の原材料費及び備品購入費の部分でございます。こちらの部分につきましては、第一健民グラウンド及び新町公園グラウンドの方の芝が傷んできているという状況の中、来年度開催を予定しております中学校の全中のサッカー大会を機会といたしまして、少し手を加えさせていただくためのものございまして、原材料費につきましてはメイングラウンド、第一健民グラウンドの方に、芝生の方がかなりかまぼこ状等になっておりまして、凸凹が目立っております。そこに目土を入れていくわけですが、この目土等が雨などで流出するのが多々ございますので、木枠を組みまして、その流出をまず防ぎながらの目土散布を行いたいと考えておりまして、その木枠が150万円ほど、それとそこに入れます目土が550万円の予算となっております。この目土に関しましては、大体メイングラウンドの3分の1程度を予想して購入させていただく予定でございます。

それと、備品の購入でございますが、こちらにつきましてもその芝生の管理用ということで、乗用の芝刈り機、それから刈った芝を集めるスイーパー、それとグラウンドの方に穴をあけまして、芽等に空気を通すというふうなコア抜き、エアレーションをする機械でございますが、その3台の機械の購入を予定しております。芝刈り機につきましては570万円程度、スイーパーが370万円、エアレーションが460万円程度の予算として上程させていただいております。

以上でございます。

内野委員長 川村委員。

川村委員 ご答弁ありがとうございます。その入学準備用品の申し込みを1月にされて、入学通知と一緒に申し込みも一緒に同封されるということですね。それは、もちろんこれから準備をして支給するとなるわけですが、中学校の人たちはそれなりに準備されるので、そういう感覚ではないと思うんです。小学生の人たちというのは、やっぱり今、市場でも結構ランドセルは早く皆さん買ってもらって、入学準備をされている。また早い時期にコマーシャル等もあって、皆さん準備される中で、できるだけ早く支給してあげていただきたい。これは、お母さん、おばあちゃんの立場で、やっぱりできるだけ早く手元にあると安心するということ、ちょっと気持ちの配慮をぜひお願いしたいと思います。ここまで進めていただきましたことに対しては感謝を申し上げたいと思いますけれども、できるだけ早く支給してあげたいという思いは皆さんあると思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

それから、第一健民の芝のことなんですけれども、私は前回、総務建設常任委員会の委員でしたので、今この件につきましてはあまり勉強させてもらってないのかもわからないんですけども、人工芝にするのか、それとも自然芝にするのかというふうな議論がされていたと思いますが、もう自然芝にするという、そういう方向に決まったということですか。ちょっと私そのところがまだあやふやだったので、この準備に係るいろいろな経費等なんですけど、もう本格的にこれだけの予算が投入されるということは自然芝でいくんだと。先日の一般質問でも、吉村始委員が芝生のことを言われましたから、そういったほうに決まったので、こう

いった芝刈り機570万円、スーパー370万円等を購入して、これを管理して本格的にやっっていくという方向なのかということ。その辺の決定に至る背景がちょっと私認識不足ですので、ご説明をお願いしたいんですけども。

内野委員長 岸本部長。

岸本教育部長 教育部長の岸本でございます。

天然芝か人工芝の決定ということでございますが、今回、まず全国中学校のサッカー大会が来るということで、今の芝の状況を確認しましたところ、手を加えれば芝生の方はかなりの状況でよくなっていくであろうというような芝の専門家の方等の意見もいただいております。人工芝よりも天然芝の方が、せつかくあるものでございますので、その形で何とか天然芝の方を、中学校の大会だけじゃなくて、今後についても天然芝をできるだけうまく利用していきたいというふうに考えての今回の予算計上でございます。

今、グラウンド自体、委託で業者の方をお願いしておりますが、その中で芝刈りにつきまして、今、年9回ぐらいお願いしているんですけども、それではかなり少ないというふうな参考意見をいただいております。大体ほかの芝のグラウンド等を見ておきますと、年間120回程度、少なくとも葛城市の場合は90回、今の10倍は芝刈りが必要ではないかということのご意見をいただきましたので、これを委託でお願いするとなりますと、芝刈り部分だけで年間800万円程度かかるのではないかと予測されます。

そのようなことから、これから毎年ずっとそういう形で芝を管理していくにはちょっと負担が大きいということを考えまして、機械を購入させていただいて、芝の刈るほうの手入れだけは自前でやっっていこうかというふうに考えております。ほかの肥料、それから除草、殺虫等につきましては、今までどおり業者の方をお願いして、刈った芝の様子も見ていただきながらやっていきたいなと考えております。

以上でございます。

内野委員長 川村委員。

川村委員 3回目ですので答弁は求められませんが、もう具体的に天然芝の方向に行ったということになるわけですね。その辺、私も認識不足だったので、所管ではご報告されているんだと思うんですけども、要するに相当これからもメンテナンスをしていって、労力もかけて守っていこうという、そういったスタンスで、葛城市には天然芝があるんですよという、そういったアピールも含めてということなんですけど、そのあたりがもう決まった方向というか、一般質問でいろんな答弁されて提案もされていきましたので、そのあたりの葛城市としての見解というのはどうなのかなというのが、もう質問できませんので、また次の機会に質問させていただきます。

内野委員長 奥本副委員長。

奥本副委員長 今の川村委員の、要保護、準要保護の援助費についての関連質問になるんですけども、先ほどのご答弁で、特別支援学級の人数が当初予想よりも減ったということで減額になっているんですけども、これはちょっと勉強までにお聞かせいただきたいんですけども、減ったということは、これは特別支援学校、奈良県ではまだいまだにそういう名前はありませんけ

ども、そちらの方に進級されたというふうに考えてよろしいのでしょうか。また、その場合、これ県の管轄になるんですけども、そちらの方での入学支援策というか、そういう何か具体的な支援策は何か用意されているのでしょうか。参考までにお聞かせください。

内野委員長 吉川理事。

吉川教育委員会理事 教育委員会の吉川でございます。

この減額といいますのは、特に特別支援学校に子どもが行ったからという減額ではなしに、当初予定していた人数よりも少なかったということで減額になっている状況でございます。特別支援学校の方での援助、扶助費的なものは、私の方で認識がございませんので申しわけございません。ちょっとわからない状態でございます。

内野委員長 ほかに。

谷原委員。

谷原委員 同じく関連になりますけれども、要保護、準要保護生徒援助費の件でございます。これにつきましては、要保護、準要保護生徒の中で入学する生徒の入学準備金について、これまで入学した後に6月、7月ごろに支給されるということで、これぜひ入学前に、例えばランドセル等入学用品についてはこれらの家庭で購入できるようにということで、これまで議会の一般質問でも公明党の内野議員初め私もいたしましたし、ほかの議員もさまざま要請をされてこられたと思います。文部科学省自身も、子どもの貧困対策ということで、貧困家庭にあるお子さんに対して教育援助をしっかりと初期のうちにやるのが、将来の社会的な負担、いわゆる福祉、扶助費の増加を防ぐ上で、こうした本当に貧困家庭の子どもに対してしっかりとサポートしていく、それも初期の段階でサポートしていくことが大事だという認識が広がって、こういう形で文部科学省も通達なども出して、この要保護、準要保護生徒の援助についてはポータルサイトも立ち上げて、そういう通達も出して、各自治体に支援取り組みを要請していることだと思います。奈良県下12市中、葛城市と宇陀市のみがこの支給時期が遅かったということで、早急に葛城市でも対応を求められていたところだと思います。それが今回こういう形で措置されたことについては、感謝申し上げたいと思います。

そこで質問なんですけれども、入学前支給ということは今回初めてであります。この周知の仕方、これをいかがお考えなのかお伺いさせていただきたいと思います。

内野委員長 吉川理事。

吉川教育委員会理事 教育委員会の吉川でございます。

入学前支給の周知ということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、就学通知を送るときにその内容等を記載したものを一緒に入れて、新入学される方全員に対して周知する予定をしております。

以上でございます。

内野委員長 谷原委員。

谷原委員 それで、この周知方法についても、文部科学省はかなり調査をしまして、例えば入学式の後の説明会の中でも周知するとか、家庭訪問の中でもこの就学援助費については周知するとか、いろいろなパターンで広くできるだけ周知しなさいというふうな形で、ポータルサ

イトにも全国市町村の一覧表を掲げて、そういう形で競争的に周知方法を広げようという狙いでサイトも立ち上げているわけでありませうけれども、周知方法、入学前の就学通知の中に入れて送るといふことでありませうけれども、例えば入学前には応募できなかつたけれども、入学した後にこのことを知つて、入学用品購入したけれども、あるいはしきれなかつたけどといふ方も出てこようかと思ひますので、そこら辺のことはどのように考へておられるのかお聞きします。

内野委員長 吉川理事。

吉川教育委員会理事 在校生につきましては、新学期始まつた時点で、これも保護者に対して文書を送りまして、就学援助の申し込みが必要な場合は申し込みしてくれといふことでさせていただくと同時に、保護者との面談のときにも、そういう学校において周知していただいております。入学前の段階で認定にならなかつた子ども、その段階で新たにまた認定をして、新入学の学用品費は支払いをさせていただくといふふうに考へております。

以上でございます。

内野委員長 谷原委員。

谷原委員 ここは、私は国を挙げての仕事だと思つております。先ほど申し上げましたように、子どものうちに、家庭の環境にかかわらず、子どもたちがその才能を發揮できて社会で活躍していくといふことが日本社会の今後の活力につながっていくわけでありませうから、この点についてはしっかりと補足をしていただいて、全ての困つてゐる子どもたちに援助の手が行き届くように引き続きお願いいたします。ありがとうございます。

内野委員長 ほかにありますか。

吉村委員。

吉村委員 先ほどの川村委員について補足の質問ですが、31ページ、32ページの件についてなんですが、先ほど部長がご答弁いただきましたように、全国中学校サッカー大会の方に向けてといふふうなことで伺いました。また、先ほども部長がおっしゃいましたが、葛城市の芝ですね。特に新町グラウンドの芝は、見てみたら非常によかつたといふことで、芝の専門家の方もお墨付きをつけてくださつて、私もその場に、ほかの議員とかも一緒にいらつしやいましたけれども、話を聞かせてもらったんです。

それで補足の質問をさせてもらいたいと思ひますが、その全国中学校サッカー大会に向けてといふことで、今回も機械を購入されて、先ほど芝刈りの回数等について伺いましたけれども、これに向けまして具体的な工程表といひますか、来年8月ですから、それに向けて例えばコア抜きどうするのかとか、時期いつから始めるのかとか、そのあたりお聞かせいただけたらと思ひます。

それから、先ほどコア抜きの機械460万円で購入されたといふことで、さっきエアレーションという言葉も出てきましたんで、もう一回そのコア抜きの意味といふんですか、その特に第一健民でコア抜きをする理由についてお聞かせをいただけたらと思ひます。

それから3つ目としましては、今回合計2,100万円、今回の補正予算で上がつてゐる、相当な税金も投入しているわけでございます。やはり、それなりの投入をして、その全国中学

校サッカー大会を葛城市でやるということに対してメリットが必要だと思うんですが、市としてこの教育委員会としてその意義はどういうものがあるというふうにお考えでしょうか。

その3つ、よろしく願いいたします。

内野委員長 岸本部長。

岸本教育部長 教育部長の岸本でございます。

まず、工程ということでございますが、例年どおりの形でいきますと、5月ぐらいからの芝刈りというのが例年どおりでございましたけども、この機械を購入させていただくということになりましたら、4月ぐらいから芝がそろそろ動き出したぐらいからかかっていたいなというふうに考えております。それと、肥料の方も、今まで年3回あったものを、月1回程度入れていきたいという思いも持っております。そのあたりの詳しい工程につきましては、また今後いろんな方のご意見もいただきながら進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、コア抜きでございますが、まず1つ考えておりますのが、コア2センチ程度の穴をあけるということでございます。それが20センチ間隔ぐらいにあくのかなと思っておるんですけども、そのまま空気を入れるという方法もありますけども、そこへ乾いた砂を入れるということで、より排水等がよくなる可能性があるということなので、その辺のことも検討しながらやっていきたいというふうに考えております。私が言いましたエアレーションといいますのは、通常穴をあけて根に空気を触れさすというものでございまして、これも年間3回ぐらいはやっております。

それと、全国中学校サッカー大会に向けての意義ということでございますが、これは葛城市だけで受けるわけではないので、それぞれ中体連とそれから各4市町村あったと思うんですけども、受け入れる市町村とで相談、確認をしながらこれから進めていくというものでございますが、せっかく葛城市の方で天然芝でプレーしていただくということですので、できるだけいいイメージを持って帰っていただけるようにしっかり整備をしていきたいなという思いでございます。

以上でございます。

内野委員長 吉村委員。

吉村委員 ご答弁いただきました。コア抜きというのは、直径2センチの大きさで、根よりも深くまでコア抜きしなきゃいけないので15センチだというふうに佐野さんが言われていたと思います。それは部長もお聞きになっているかと思えます。それからあと、そのコア抜きというのは、やはりその第一健民というのは、一番の問題はかたいんですね。それをあのときに、佐野さん、わざわざ手弁当で清水の方から来てくれた芝職人の方なんですが、佐野さんがおっしゃるには、やはり気層、空気の層、今、エアレーションというのはもちろん空気の層ということ、それからあと液層、水はけ、それから固層というかたさというかそういうふうなことで、第一健民はかたいということと、水はけが悪いということの2つ問題点があったかと思えます。ですので、その認識の方をもうちょっとしっかりと勉強をお願いしたいなと思います。

それからあと、市としてのメリット、意義について、やることについてなんですが、やはりせっかくこれだけの費用をかけてやるわけですから、例えば開始式というのが一般的に行われます。そこで例えば30分ほど時間をとってやるというふうなことも、ほかの全国大会では一般的に行われるというふうに聞いているんですが、開始式等については検討をされていますでしょうか。それをまず1点。

それからあともう一つは、大会のそういう運営については、責任者を立ててやられているんでしょうか。そのあたりお伺いします。

内野委員長 岸本部長。

岸本教育部長 今、芝生のハード面のことでのご質問でございますが、委員おっしゃっていただいているように、深さ的には15センチ程度のものになると思っております。アタッチメント自体はいろいろとつけかえできるというものでございますので、どんだけの種類のアタッチメントがあるかということとはちょっとまだ確認できておりませんが、15センチは必ず入れるつもりでおります。

それと、大会の運営でございますが、こちらにつきましては中体連の方が行っていきまして、開会式、閉会式等につきましては、またこれからそのあたりの段取りや、私らの方にも調整なり相談なりがあると思っております。

以上でございます。

吉村委員 責任者は。

岸本教育部長 このサッカー等につきましては、体育振興課の方が中体連の方から依頼を受けて一緒にやらせていただくというふうに考えております。

内野委員長 吉村委員。

吉村委員 ご答弁ありがとうございます。もう日程も迫ってしまして、時間のない中で大変なことと思えますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

今の話を伺ってしまして、まず工程等についてもまだこれからやということで、それからあと、担当者も絶対に私は必要だと思います。やっぱり必ずこういうのはプロジェクトチームをこしらえまして、必ずグラウンド管理のハード面の責任者、それからソフト面ではどういうふうな日程で行って、例えば開会式はどういうふうなことになるのか、聞いたらすぐ答えられるというふうな管理者が必要だというふうに思います。

ぜひともプロジェクトチームをきちっと立ち上げていただきまして、担当者をそれぞれ充てていただくというふうなことと、それからあと、工程表、これも早いことつくってやっていただきますように、これもお願いですけれども、そういうふうにしていただいて、ぜひ全国中学校サッカー大会を成功させたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

内野委員長 ほかにありませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 皆さん、やっぱり注目するところは同じようになるんで、私も重ねたところの質問になるかと思えます。最初の方で出てまいりました小中学校の子どもの人数がふえているということで、クラスをふやすんだとか、備品を購入するという話がありました。

これはこれでいいんですけど、以前からその話に注目していて、前にも質問したことの記憶があるんですけども、市長は人口5万人構想というところまでおっしゃっているわけです。その話は置いといたとしても、今、子どもを持つ世帯が葛城市はふえているという現状が、今、分析の中で出ているわけですね。そんな中で、子どもがふえてくる、これは葛城市にとっても非常にありがたい話なんですけど、学校のその受け入れる容量、教室に余裕があるのか、かなりいっぱいやというふうに私は思っていますけども、その辺の状況について答弁をいただきたい。このように思います。それが1点目です。

それと、何遍も出ています芝の方です。私もこれは非常に興味を持っているところです。以前、今回、今のメンバーの改選前にも九州の方まで芝の視察ということで行った、議会としても芝について一緒になって考えようということで視察にまで行っているわけですね。

先ほど川村委員からも質問あったけど、その後の議論というのが、芝でいく、またそれ以外で人工芝でいこうとかいう話があったのかなかったのか、私はなかったように記憶しているんですけども、個人的には天然芝でいくというのは賛成ですので、それはそれでいいとして、普通に考えたときに、中学校の全国大会が来年ありますよというところで、この機械設備を購入するということなんですけど、普通に考えたら、今まで自前でやっていたよ、しかしこういう大会があるので業者に任せますよというのが普通の考え方であろうかというふうに思うんですけども、今回の場合は、今まで業者に委託をしていたものを、今回、機械を購入して自前でやる。その原因は何か。芝の刈る回数が今までより10倍ぐらい年間で刈らなあかんと。そのことによって芝というものはよくなるんだと、この理論は正しいであろうかというふうに思います。

そこでですけども、先ほど九州に、我々、常任委員会として芝の視察にも行った中で、「その管理というのは非常に大変ですよ」というお話をされていました。視察に行った議員のメンバーの中で、「こういうところで仕事をされるのは楽しくていいですね」というような質問を誰かがされたときに、「ばかなこと言わんといてくれ。こんなしんどいこと」というような答えが返ってきたのも、一緒に行かれたメンバーの中の方は覚えておられるであろうというふうに思います。

そこで、芝の刈る回数をふやす、芝というのは短い間に刈っていったほうが良いというのは、それは私らでも誰でもわかる話であるが、まずそういうことが自前でできるのかどうか。また、先ほどコア抜きと、穴あけていくわけですね。簡単に言うと、2センチぐらいの穴をポンポンあけて空間をつくってあげて、そこへ砂を入れて新しい芽をふやすというのがコア抜きで、エアレーションするわけですけども、こんな作業が、機械を購入したからといって自前でできるのか。ここをまず確認しておきたいというふうに思います。

芝刈りはどうなのでしょう。機械があればいけるような気はするんですけども、これから年間、90回するというんですよ。90回するということは、それだけグラウンドの使用を休まなければならない、ここをどう考えられているのか。芝は先ほどお話がありました4月以降伸びるんで、朝5時からでもしまんねんと、こういうものなのか。ちょっとその辺の段取りを教えていただきたいなど。この2点ですけども。

内野委員長 吉川理事。

吉川教育委員会理事 教育委員会の吉川でございます。

児童生徒数、それからクラス数の推計でございますけれども、教育委員会といたしまして、現在の葛城市の年齢別の人口をもとに推計しているものがございまして、それについて説明させていただきたいと思っております。学校ごとに説明させていただきます。

新庄小学校につきましては、2020年で児童数が828人ということで、これがピークであろうというふうに考えております。それから、クラス数につきましては、普通学級でございますけれども、これは来年度が25クラスということで、これがピークであろうというふうに考えております。

それから、忍海小学校につきましては、今年度、平成30年度は児童数が316人、普通学級数が12ということで、これは現在がピークであろうというふうに考えております。それから、新庄北小学校につきましても、本年度の278人、それから普通学級につきましては11クラスということで、これも本年度がピークであろうというふうに考えております。それから、磐城小学校につきましては、2022年度、これが児童数が754人、それから普通学級数で21クラス、これがピークであろうというふうに考えております。それから、當麻小学校につきましては、これも本年度平成30年度が286人の普通学級が11クラスということで、ピークであろうというふうに考えております。小学校につきましては、教室の不足というのは今のところ大丈夫かなというふうに考えております。

それから、中学校につきましては、新庄中学校が2021年度、生徒数が731人、クラス数が普通学級で20ということで、これがピークであろうというふうに考えております。それから、白鳳中学校につきましては、2025年度、生徒数が520人、クラス数が15クラスということで、この年がピークであろうというふうに考えております。中学校につきましても、今の施設で現在のところ対応できるものであるというふうに考えております。

それから、それ以降の未来の部分でございますけれども、これは総務建設常任委員会の方で補正が上がっていたと思っておりますけれども、人口ビジョンの見直しというものがございまして、その見直しの結果、将来的にどういうふうに葛城市の人口が推移していくのかという部分も見据えながら、今後、小中学校の施設管理、そちらの方も考えていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

内野委員長 岸本部長。

岸本教育部長 教育部長の岸本でございます。

芝の管理ということで、今後自前で行う上で大丈夫かということでご心配をいただいております。まず、もちろん全国中学校サッカー大会に向けてできるだけいい状態というのもございまして、その後もできるだけいい状態で管理をしたいということで、機械の方を自前で購入させていただいてやっていこうかなというふうに考えております。

それで、確かに、芝に対する専門的な職員はおりませんが、その芝の専門家の方等にご意見、ご指導いただきながら進めていくつもりでおります。また、第一健民グラウンドが

できた当時は芝刈りの機械がございまして、職員の方でも刈っていたということもありましたので、そのあたりの職員にもいろいろ確認しながら進めていきたいというふうに考えております。

それと、グラウンドの使用でございますが、グラウンドには高麗芝とティフトン芝の2種の芝が植えられており、全ての面でティフトン芝の方が植生が強いので、このティフトン芝が広がっていけばグラウンドの回復が期待されますが、今の芝の現状では、全国中学校サッカー大会に向けて、使用回数を制限しながら見て行きたいと考えています。

以上でございます。

内野委員長 藤井本委員。

藤井本委員 現状では、学校関係、教室等大丈夫であるというお話をされましたけども、片や人口ビジョンを見直しされ、構想的にも5万人構想というようなものも出ているわけですが、今のお話はそれに基づいてないということですよ。新しい人口ビジョンが出るとまた変わりますけども、今現状の人口ビジョンの中では学校の受け入れ態勢は大丈夫やと、こういうことですね。このところはお互いに注視していきたい。このように思います。子どもたちのことですから、受け入れられませんねんと、小学校で待機とかできないわけですから。

それと、芝、やってみないとわからんというところはあるんですけども、視察に行ったところは、「非常に大変や」というのが頭にこびりついている。行った方は皆そうやと思いますよ。その中で、今お願いしておきたいのは、やっぱり慎重にいかないと相手も植物で生き物です。だから、「前は職員がやっていたよ」と、こういうことでしたけども、我々が視察に行った人は専門の方で、ちょっと年配の方であったと記憶してるんですけども、それで、ずっと同じ職員の方がされるんやったらそんでええけども、職員の皆さん方も異動すれば大変やろうと思う。ここは、職員のことも思って、また芝のことも思って、いろいろなことをご検討いただけたらと、このようにお願いして、様子を見てまいりたいと、このように思います。

以上です。

内野委員長 ほかにございませんか。

谷原委員。

谷原委員 私も関連して、この芝の件についてお伺いしたいと思います。旧新庄町在住の方は、この芝の第一健民グラウンド、それから新町公園グラウンドは大変思い入れがある施設ですので、當麻町は合併前の話ですけれども、旧新庄町の間から見たら當麻町は文化的な伝統も大事にし、住宅規制も張って落ちついたまち並みをつくられて非常に文化的である。それに比べて、新庄町はお金もうけは上手というか、工場も誘致して、ミニ開発もあつたりして、どうもまち並みはあれだけでも、伝統的なものもあまりないと。しかし、屋敷山公園とこの第一健民グラウンドの芝、これは市外から、大阪から来られた方も、「新庄町ですごいなあ」というふうに言っただけなので、この2つは大変思い入れのある施設でして、ここを人工芝なんていうと、「うんっ」となるところがありますので、それで町民体育祭からずっと子どもたちがそのとき若い親御さんも来て芝生の上で遊ばれると、はしゃいでおられると、

それが世代をだんだん循環して、また親になったときに子どもを遊ばせるということで、今は市民体育祭で利用していただいていますけれども、ちょっと格別な思いがあるところなので、最近芝が傷んでいることに対して市民の皆様からいろいろと「どないになってるんや、最近は」ということでお叱りをいただいたこともあるんです。当初は、非常に誇りを持ってこれを管理されて、非常に熱心に管理されていた方がおられまして、その方がご退職されたり、携わらなくなった後、どうもそれが荒れていくと、管理が十分できないと。

後でも述べますが、葛城市新町スポーツゾーン基本計画の中には、人工芝及びハイブリット芝、天然芝と書いてあります。だけど、これは議会の議決は必要ないわけでありますから、どこまでどう議論されたかわからないんですけれども、ただ、私としてはこの全国中学校サッカー大会の機会に芝をもう一回きちっと管理しようといういい機会になったかなと思って喜んでおります。もともとは、これは葛城市で青少年のサッカーの競技にも携わり、またご自身がそういう施設の整備の関係で、大手ゼネコンでそういう競技場整備に携わったある方が、「このまま全国中学校サッカー大会を迎えるのは恥ずかしい芝の状態になっているから、専門家を呼んでくるので、議員も勉強してくれ」ということで、私も高校の教員をやったものですから、「あんた先生やってたんやろう。ちょっと見に来て」言われて見に行くと、その芝の状態を見せてもらったのが、私のこの取り組みのきっかけなんですけれども、ちょっとだけ、ここは時間をおかけしてお話しすることになるんですけれども、やっぱり施設が持つその教育力、力というのをぜひ知っていただきたいですね。

私も、高校教員に初めてなったときに定時制の工業高校へ勤めたんですけれども、やんちゃな子が多かったです。放課後、私は野球をやっていたので、「キャッチボールやろう」と、「バット振ってみろ」ということで、子どもを集めてチームつくって、チームつくったら、練習試合やって公式戦出て、公式戦出たら、「大阪府で1番になって全国大会へ行こう」と目標を立てる。でも当時は定通部は連盟としても金がなかったので、公式戦で野球場が借りれないわけです。そうすると、高校のグラウンドでやる。ライト、センター抜けたらホームランというところで公式戦をやっていたわけなんですけれども、さすが、準決勝、決勝戦は万博球場借りて、連盟もない金をはたいて万博球場を借りて子どもたちを参加させると。そうすると、初めて私、万博球場へ連れていったときに、子どもたちがベンチの中でこう言いました。「先生、わしら絶対決勝戦行く。決勝戦で負けてもいい」と、「何でや」と聞いていたら、「この競技場で2試合やりたい」と、「こんなすばらしいところで僕ら経験ないから2試合やりたい」と、相手チームもそう思っていますから、全力でプレーをする。そうすると、すばらしい試合をやる。試合が終わったら、やっぱり握手して肩たたいて、相互尊敬が生まれます。これはスポーツの大変いいところです。相手チームと相互尊敬が生まれ、観客で保護者の方が来たところに、挨拶も子どもたちが行く、保護者も日ごろ、悪いやつが多かったですから、苦勞していた保護者も大変我が子を誇りに思うと。これがスポーツの効果なんです。そうすると、どういう施設で子どもたちにやってもらうかというのは、これは大人の責任ですから、すぐれたスポーツの指導者はみずからグラウンド整備されています。PL学園高校の中村監督なんかは、学校の職員でしたから、みずから時間かけて常にグラウン

ドを整備されておられて、そういうすばらしい環境をつくるのが大人の役割だと私思っているんですね。

この芝も、考えていただきたいんですが、全国中学校サッカー大会の準々決勝と準決勝をやるというお話です。準々決勝というのはベスト8ですから、4試合あります。甲子園でも、準々決勝というのは一番人が多く来ます。全国のレベルがわかる。そこから優勝するチームが出ますから、一番観客が多いんですね。関心も高い。その準々決勝でたくさんの人も来られるし、目の肥えた方も来られます。さらに言えば、サッカーはプロリーグがありますから、親御さんの意識も全然違います。そうすると、そこでのことがSNSで広がっていく、阿古市長は、さきの一般質問の中でも、「やっぱり量よりも質なんだ」と、「来た方が満足して帰ることが一番なんだ」ということで、観光政策のところでおっしゃいました。最近はSNSでそれが広がりますので、やったらあかんのは不満を持って帰られることやと。これでまたSNSで広がると。だから、芝の状態をきれいにしてやるというのは、これは確かに降って湧いたようなもので、サッカー協会の方が天然芝の上で全国大会やりなさいという縛りがあるみたいですから、そのために葛城市が引き受けるようなことになって、そういう意味ではお金の負担はあるんだけど、ぜひそういうことで、何とかそこまで一生懸命取り組んでいただけたらうれしいなと思いますので、ご苦労かと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

その上で、幾つか質問してまいります。

1つは、過去、芝刈り機もあって整備もしていたと、職員の方でされていたということなんですが、今、芝刈り機はもう売り払ったということなんではないかな。どういう経過でこれがなくなったのか、ご存じだったら教えていただきたいのが1つです。

それから2番目、先ほど藤井本委員もおっしゃいましたけども、刈るためには、しょっちゅう刈らなあかんから、これなかなか職員でやるのは大変なこともあるのかなと思うんですが、職員の負担もあつたりして、私も芝の専門の方が来られたときに、「やっぱり刈る回数です」と、「基本的には刈る回数です」と。ティフトンというのは生長点が低いので、短く刈れば、ほかの雑草も生えないし、横に広がって緻密な芝になるので、もうとにかく刈る回数なんです」と。だから、そうすると、ボランティアも含めてここを利用されている方もいらっしゃるし、私もボランティアでそんなんがあれば、お手伝いでも刈りに行ってスイーパーしようというぐらいのことはできますので、そういう方もおられると思うんですよ。だから、そういうふうに必ずしも全部市の職員が請け負う、外部委託であるということじゃなくて、これはスポーツ施設ですから、大勢の方も使われるところなので、そういう、先ほどプロジェクトチームを組むというようなこともありましたけれども、そのボランティアを募るというふうな、そんなお考えはないのかということをお聞きします。

それから、3つ目ですけども、将来像です。将来像は、人工芝とかになっているんですけども、この点については将来どうするかというのはこれからの検討課題になろうかと思うんですけども、この都市計画マスタープランの中にも、この地域はスポーツ振興ゾーンというふうに位置づけられていますので、それについてなんですけれども、1つは私が気になる

ったのは、この使用料です。使用料のことをお伺いしたいんです。これは、住民の方からも、何かよく使っている少年サッカーチーム、何か新庄チームはそんなにたくさんあったかなというふうなチームがいっぱい使っておられるんですよね。この使用料がどうなってるかということをお聞きしたいんです。つまり、市外と市内。どういうふうな形で使用料を取っておられるのか。これだけお金をかけて芝を管理していくことになりますから、そこら辺の使用料のことについてちょっと疑問の声が上がっていますので、そこをお伺いします。

以上です。

内野委員長 岸本部長。

岸本教育部長 教育部長の岸本でございます。

まず、過去の芝刈りをやっていて、今その機械はというようなご質問でございますが、一番最初はグラウンドは国体のとき、昭和59年の国体を目指してつくられたものでございまして、そのときの購入された機械やというふうに認識をしております。ただ、それが今もうかなり年数も経っておりますので、その間でどのような形で処分されたかについては、ちょっと私の方では把握はしておりません。申しわけございません。

それと、ボランティア等を募って職員の負担を減らすということではどうかということでございますが、まず、機械を使いながらやりますんで、その辺、人と一緒にやったときに安全性がどの程度とれるか。それから、スイーパー等、刈った後の芝を集める機械も、当時の機械は刈った芝を自分で積み込んだりしなければならなかったようなんですけれども、今は集めてそのまま軽トラなりにぱっとあけられるというような機械というふうに、機械の方もかなり進歩もしておりますので、そのあたりも考えて、どの程度、それはおっしゃっていただいているとおりボランティアといいますか、グラウンドを使っている人たち、子どもたちに、ある程度、自分たちのグラウンドですんで、やるということは、おっしゃっていただきましたように教育力の向上にもつながるかと思いますが、安全面を確認しながら、その辺はまた考えていきたいと思っております。

それと、使用料等のことでございますが、私も先日の一般質問でもお答えしておりますが、新町公園の方はいただいております。第一健民グラウンドの方につきましては、健民グラウンドということで当初からいただいている状況でございますので、そのあたりにつきましては、今ほかの市町村でもばらつきが出てきておりますので、そのあたり確認しながら慎重に、サッカーだけでなく、同じ芝生を使われてもグラウンドゴルフ等もありますので、その辺も考えながら検討させていただきたいと思っております。

内野委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。機械の方はもうかなり古いものですし、経過もわからないということですので、新たな機械が入ったということになります。そこでちょっとお伺いしたいんですけれども、この新町公園の要は機具庫、体育倉庫といいますか、そういうものが非常に少なく、コミュニティセンターにいろんなものが積み上げられているというふうなことをよく見ます。お伺いすると、やっぱり市民体育祭で使ったいろんなものとかそういうものがいっぱい積み上がって、太鼓とかそういうものもありますし、今度また新たにこういう機械が

ふえるわけです。そういう意味で、今後そういう負担も発生するかと思うんですが、そもそも機具庫が少ないということもありますが、この管理機の格納、それについてどう考えられているかということ、また1つ関連でお聞きします。

それから、あと使用料の件でありますけれども、これも質問いただいたとき十分わからなかったんですけれども、要は、市民の方あるいは在勤の方は基本的に無料なのかなと、新町公園の方ですけどね。市外の方はお金をいただいているのかなと思うんですけども、私は、聞くところによると、市内の方が1チームあると、市外の方、何チーム来ても結局無料なんだというふうなシステムになっていないのかどうか。そこら辺をお聞きしたいんです。それは、新庄の体育館の方もいろいろと体育館を使われておられますけれども、これも市内の方無料で市外は取っておられると思うんですけども、こちらの方との比較でどうなのかというのがあって、この今現状で新町公園の方はどういうふうになっているのか。ほかの例えば体育館の方、新庄体育館のほうと中央体育館がどうなっているのか、そこをちょっとお聞きします。

内野委員長 岸本部長。

岸本教育部長 まず、機械を購入したときの格納ということでございます。基本的には今の倉庫の方をきっちりと整理をいたしまして、しっかりした倉庫になっておりますので、そこに格納したいと。新町グラウンドの方も両方倉庫がございますので、考えております。

それと、整理しても格納が難しいようでしたら、常時使うようなライン引きとか、そういうものは別に物置程度のもので収納できるという考えもありますけども、これは片づけてみないとわからないというところがございます。

それと、体育館との使用状況の差ということでございますけども、体育館の方ははっきりとは覚えてないんですけども、葛城市のチームが1チームに対して、何チームかまでは呼んでの練習試合等というふうな制限があったとは思っております。基本的にはそれと同じような考えでございますが、大会というふうな形で開催される場合には、大きく他市町村のチームも参加されているという状況かと思っております。

以上でございます。

内野委員長 谷原委員。

谷原委員 格納の方も、ぜひ今の倉庫で間に合うということですからよろしくお願ひしたいと思えますけど、その格納されたものがほかにまた回っていくということで、整備がつかないようでしたら、ぜひこれも物の管理になることですから必要な措置をとっていただきたいなと思えます。

もう一つは、体育施設、スポーツ施設の使用料に関係することですけれども、私がこれは新庄の中央体育館の方にお伺いしましたら、練習試合について、市外のチームは2チームまでと、1チーム絡んで2チームまでが無料であると。それ以上になるとお金をいただいていますというふうに変えましたというふうにおっしゃいました。これは非常に合理的な根拠がありまして、普通、練習試合というのは3チームでやります。つまり、審判も練習試合に誰か出さなければいけませんから、休んでいるチームの監督、コーチが審判をやると。それで、

ほかの選手は3チーム目の子は見ていると。そうすると三つ巴になりますから、1日で結構3試合できますから、大体3チームが練習試合の基本ですので、市内の子の便宜を図るといふのであれば、2チームまではほかから呼んできてもいいですよと、無料でいいですよ。でも、それ以外になると、これまた別の問題も発生してきますので、私は今、新町グラウンドの方がどういうふうな規定になるか具体的にお伺いできなかつたんですけども、基本は私は市内のチームプラス2チーム以上は費用発生がするというふうな形でやっていただかないと、やっぱりこれだけお金を使っての整備になります。市民の税金を使ってのことになるので。あくまで私は市民の便宜のための施設だと思いますので、そういう形でいろいろ市民の方から疑いが出るようなことになるとかえってよくないので、そこははっきりとさせていただきたいと思います。健民グラウンドの方については、これは県の施設ということで当初からあったということで、どこの方が来られても無料というふうな形でやっておられるようでありますけれども、それは1つの考えだと思いますけれども、新町公園の方についてはまたご検討お願いできたらと思います。

以上です。

内野委員長 健民グラウンドは県の施設になるんですか。

谷原委員 すいません。間違えました。

内野委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時01分

再 開 午前11時10分

内野委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

では、質問はございませんか。

川村委員。

川村委員 それでは、32ページの9款災害復旧費工事請負費の3億5,700万円の件でございます。これは多分、先日の台風21号で當麻スポーツセンターの災害に対しての復旧費だと思うんですけども、具体的にどういったところに工事をしていくかというこれからの方向性、まだ今も現在、体育館の屋根の上はまだ悲惨な状態が残ったままになっております。市民の人たちからは「いつになったらやってくれはんの」と毎日のようにお声を聞くわけでございます。市長も地元ですから、いろいろとそういうお声は聞いていただいていると思うんですけども、これからの工程のことについて。それから、この災害復旧費に対して補助がどれだけあるのか、また、保険がどうなったのかというような、そういったことも含めましてご答弁をいただきたいと思います。

それともう1点でございますが、もう歳入の方になるんですが、歳入の7ページでございます。国庫支出金のところにあります子ども・子育て支援整備交付金3分の2と書いております。5,369万円、この金額のことなんですが、これは多分、磐城学童保育所のことだと思っておりますが、これの内容につきまして、このタイミングでこの大きな補助金が入ってくるのか。またこれに対しては次のページの8ページの、県の方から出ております県支出金の子ども・子育て支援整備交付金にも関連があると思いますので、その内容説明をお願いいた

します。

内野委員長 岸本部長。

岸本教育部長 教育部長の岸本でございます。

まず、体育館の復旧のことでございます。台風の被害を受けたものでございまして、まずは機能を復旧させるということで考えております。修繕する大きな部分につきましては、屋根、それから床、それから内部の壁等、それと2階にあるランニングスペースを主に考えております。あとは、それに付随しまして電気設備がかなりやられておりますので、その部分の改築工事ということになるものでございます。

あと、財源でございますが、こちらにつきましては災害復旧債の方を予定しております。

それと、保険につきましてはこれからでございますが、上限2億円で、どこまでが認められるかですけれども、2分の1程度というふうに聞いております。

以上でございます。

内野委員長 井上課長。

井上子育て福祉課長 子育て福祉課の井上でございます。

ただいまの川村委員のご質問に回答させていただきたいと思っております。

まず、歳入の補正で上げさせていただいております、1点は国庫補助金、もう1点は県補助金でございます。こちらにつきましては、おっしゃっていただいておりますとおり、磐城学童保育所の新設工事におきまして、国及び県からの補助金の額を、当初1棟1単位分として、当初予算に計上しておったところでございますが、今年の3月の県との協議におきまして、定員160人規模の場合、4単位の補助金が交付可能ということになりまして、今回4月に内示を頂戴いたしまして、10月にきちっとした交付の決定通知を頂戴いたしましたので、今回補正に上げさせていただいたところでございます。こちらの方、待機児童解消ということでございますので、負担割合は国3分の2、県6分の1、市6分の1ということで、このような金額になっております。

それと、あともう1点ですが、この中には、そもそもの補助基準額の改正がございまして、この4月から85万円ほど基準額上乘せになっております。この分も合わせましての補正という形になります。

以上でございます。

内野委員長 川村委員。

川村委員 先に学童保育の方ですけれども、当初の1単位分という認識が違ってたと。1単位分がまた当初基準額というのがあるわけですけれども、それが80万円ほど上乘せになった、そのことも合わせての補正という形になっているわけですね。それでちょっとお伺いしたいのは、その1単位分というのは、例えば今160人規模の今計画している事業費、2階建てになっている大きな建物だと思うんですけれども、その単位を、何で認識違いをしていたのというところの原因が何なのか。160人規模でその基準額を決めていて、それだけだと思っていたのが、掛ける4であった。掛ける4だと当初の基準額というのは、要するに事業規模に見合うような基準額だったのか、それとも学童保育というのはその基準額が定額なのかということこ

ら辺が私にも疑問になるところなんです。というのは、大きい事業規模で大きい金額で掛ける4という認識と、もう常に定額の基準額であって、それが例えば4単位なのか5単位なのかということでふえていってその規模で補助がもらえるのかと、その辺がよくわからないので、それが1点、もう一回ご回答いただきたいと思います。

それから、當麻スポーツセンターの保険金は査定額の2分の1、そういう認識でよろしいんですね。ということは、歳入の方で災害復旧債ということで計上されています。この辺との関連はどうなのかということら辺をご説明をいただきたいと思います。要するに、3億5,700万円という金額が全く同じで計上されています。災害復旧債と保険との関連を教えてくださいいただきたいと思います。

内野委員長 副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

まず、當麻スポーツセンターの整備の財源の件でございます。これは、実は歳入の方と関係があるということで、総務建設常任委員会におきましてのご説明とも絡んでくるかと思えます。歳入につきましては、担当所管課が総務財政課で、申しわけございません。出席させておりませんので、私の方からわかる範囲でご答弁申し上げたいと思います。

まず、こちらにつきましては、起債の方につきましても地方債計画の中にいろんな起債の種類がございますが、単独災害復旧事業という種類の起債でございます。これは充当率が100%で交付税算入が、単純な話ではないんですが、元利償還金の95%が交付税に算入されるという非常に有利な起債でございます。

取りあえず、これはいろんなものの手続の順番がございまして、先ほど別途保険の話がございましたが、こちらについては保険金を所掌しておりますところが、また現場の状況等も、あるいはその復旧の内容も踏まえながら、最終的にどこまでを保険金でお出しただけかということを決定いただきましてそこから後になるわけでございますが、現時点ではその金額が見込めておりませんので、ただ100%一般財源で対応するものでもございませぬので、今回、予算計上に当たりましては、一旦は100%単独災害復旧事業債を充当するという形の予算の組み方を一旦は12月の補正予算案においてはさせていただいております。

こちらにつきましては、内容、内訳が判明し次第、多分、3月の議会でお願ひすることになるのではなかろうかと思いますが、いわゆる財源更生という形で、間に合いましたら保険金との割り振りをもう一度明確に明示をいたしながらご説明がさせていただけるのではなかろうかと思っておりますが、現時点ではこの対象につきまして財源として100%一般財源を使うものでもないしという中で、今の段階では起債を充てさせていただいております。当然、決算ベースで両方いただいて、歳出を超えてオーバーフローするような枠組みにはなりませんので、現時点での予算案としては、こういう形でないと見積もりようがなかったもので、今回はこれをお願いをしているということでございます。

財源については以上でございます。

内野委員長 井上課長。

井上子育て福祉課長 川村委員の質問にお答えさせていただきます。子育て福祉の井上でございます。

よろしく願いいたします。

先ほど、説明不足で申しわけございませんでした。1支援という支援という言葉は国の方では使っております。簡単に申しますと、クラスとでも申しましょうか。おおむね40人を1クラス、1部屋、そのような単位で1支援と国では申しておるんですけども、今回、私どもが整備しております規模が、160人のキャパで建築に今かかっているところでございます。ですので、40人の4クラス、4支援という形になります。

川村委員にお尋ねいただいています、その規模がふえることによって基準額は上限するのかわかというお問い合わせだったと思うんですけども、基準額の増減はございません。1支援に対して、この3月まで私どもが予算計上しておりましたときには、基準額が2,571万3,000円でございます。それが、4月から若干、先ほど申しました84万9,000円ほど上がりまして、2,656万2,000円となったところでございます。

ひとえに、先ほども申しておったのですが、私どもの予算計上のときに、まだ県とのすり合わせをうまくしてなかったということで、1棟につきこの金額なのかというところで当初予算を計上し、そして3月議会で認めていただきまして、4月はそのように思っておったところでございますが、その中で、「いやいや違いますよ」と、「160人規模であれば、4単位の補助を受けていただけます」というお話を頂戴いたしまして、その分が内示から正式に決定に、この10月15日でしたか、国の方から通知が正式に届きましたので、この時期をもってきちっとした形で補正予算を上げさせていただいたところでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

内野委員長 川村委員。

川村委員 スポーツセンターの件は、そういった形で、これからのいろんな手続等の確定があった上での財源措置ということで理解をさせていただきました。1日も早い復旧をお願いしたいという、もうそれを願うばかりでございます。もう冬場でもおかしな時期に竜巻が来たりするようなこともございます。近隣の人は、非常に今の状況を見て不安の毎日やということをし伝えまして、よろしく願いしたいと思います。

それから、学童の件でございますが、要するに160人規模の学童保育は葛城市としても結構大きな学童保育所になるわけでございます。そういった形で、国が、県が今の子育て支援法の中で大きな補助をいただくようなこのタイミングをうまく利用していただけたらということで、本市としては非常にありがたい内容でございますので、また後でいろいろとご説明がある学童保育につきましても、その内容も含めてこれからどうぞ前向きに頑張りたいと思います。ありがとうございます。

内野委員長 ほかにありませんか。

西川委員。

西川委員 先ほど川村委員の関連ですけども、この体育館の災害復旧、「財源は」と言うたら、これは市債なので総務建設常任委員会が所管になる。反対に総務建設常任委員会で財源だけが出ていて、「これ、どこの支出」と言うたら、これは厚生文教常任委員会が所管になってくる。だから、そこらは議会の問題かもしれませんが、そちらでちょっと説明を加えてくれるなり

せんと、所管で工事のこの出のところでは厚生文教常任委員会が所管なんで、財源見たらなるほど総務常任委員会やから、そこらは委員会のことになるのか。

それと、工事のこれからの予定のことですが、この前の臨時議会で専決処分をした委託料の2,000万円についてちょっと教えてほしい。そうすると、もう既に設計に取りかかっているのか。それで、その2,000万円の財源については、市の単独費なのか、災害復旧債という交付税算入をされるものなのか。もう既にその設計が発注されているのであれば、多分工程表等々が出てくるはずやから、その工程表的なものが出てきているのか、出てきてないのか。そこらをちょっと教えていただけますか。

内野委員長 岸本部長。

岸本教育部長 まず、この2,000万円の専決分については設計の方でございます。設計の方につきましては、もう着手しておるところでございます。ただ、詳しい工程等については、まだちょっと出ていないという状況でございます。

あと、財源でございますが、こちらも災害復旧債の方を充てているものでございます。

西川委員 この工程表については、いつごろ出んの。

岸本教育部長 12月末には完成するというふうに予定しております。

内野委員長 西川委員。

西川委員 専決処分した2,000万円も災害復旧の交付税算入されるもので、市単独ではないということやな。

それで、この委員会には、工程表やどのように復旧をするのかという工事図面が示されていないので、現在の状況が全然わかってないので、そのような工程表や図面が12月末に出るのか。

内野委員長 副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

予算執行の関係でございますので、私の方からもう一度説明をさせていただきたいと存じます。

専決処分の内容も含めてでございますが、まずは大急ぎでこの設計をしないことにはどれぐらいの工事費がかかるかわからないということで、そこをまず専決という形をさせていただいて予算を組ませていただいたと。その中で、先ほど部長が説明いたしましたように、最終完了まではいっておりませんので詳細の工程等についてはまだでございますが、一方では予算計上のための、その概算といいましても、かなりこれは設計業者に途中まで設計させての概算でございますので、そこそこ精度の高い見積もりとご理解いただければいいと思うんですけれども、この金額をこれは12月の補正予算で予算案としてご議論させていただけるように、それだけは早く出してくれと。逆に言いますと、そこから逆算をいたしますと、どうしてもこれは専決という形でさせていただかないと、なかなか設計の方は間に合わないという判断でさせていただいたものでございます。したがって、今、3億5,000万円余りということをお願いしておりますが、この金額につきましては、かなり精度の高い概算であるというご理解を賜りたいと存じます。

この後に設計を完成させまして、そうしますと、またこれはご相談になりますが、場合によったら一刻も早く着工したいということについては、またご相談申し上げたい案件が出てくるかもしれませんが、そういった中でできるだけ早期に完了するということを目指して取り組んでいくということでございます。

今回、単年度で予算を予算案としてお出しをしておりますのは、年度末までに完成をしたいという意気込みで現時点では取り組みたいということがその中に入っておるということであるというご理解を賜ればと存じます。

以上でございます。

内野委員長 西川委員。

西川委員 災害に関しては、私は専決処分することに対してとやかく言うてんの違いまっせ。専決ばかりされたらなんですが、専決しなければならぬときは専決したらええんやけど、本来は議会にかけるべきことですよ。ただ、専決をやってどういう内容でどういうことを、その部分をもうちょっと情報が入ってきたらええのになということですよ。そやから設計を発注したのであれば、正副議長も委員長もおるわけやから、その辺はやっぱりもうちょっと丁寧に所管に報告してくださいよと、そういうことだけです。

内野委員長 事務局長。

中井事務局長 議会事務局長の中井でございます。

先ほど、西川委員言われましたその歳出の事業が厚生文教常任委員会が所管で、歳入の起債については総務建設常任委員会の方に色分けをしております。これは過去にもおいていろいろ議論がありまして、一応こういうケースにつきましてはこのような色分けでという申し合わせがございますので、ご理解のほどお願いします。

内野委員長 ほかにございせんか。

谷原委員。

谷原委員 19ページの3款民生費、生活保護費の中の23節償還金利子及び割引料ということで、生活保護費国庫負担金返還金4,400万円余り返還金ということですが、この内訳をお伺いします。

内野委員長 林本課長。

林本社会福祉課長 社会福祉課の林本です。よろしく申し上げます。

生活保護費の国庫負担金返還金ということですが、内訳と申しますと、これは一応平成29年度の国からいただきました生活保護の国庫負担金を平成29年度的生活保護費扶助費の方で精算した結果、負担割合が4分の3になるんですけども、計算した結果、既に超過に国から交付を受けていた国庫負担金を今回返還して、この金額の4,411万9,000円という形になっております。

以上です。

内野委員長 内訳。

林本社会福祉課長 内訳の方ですね。もともと国庫負担金の受け入れしておった金額が3億1,992万4,000円ございました。そちらから、平成29年度の所要額としまして3億7,242万1,857円ございまして、そちらから生活保護法の第63条における返還金というのがございまして、それ

が468万814円となっておりますけれども、それを差し引いた金額3億6,774万1,043円、こちらの4分の3を乗じた額2億7,580万5,780円、これが本来の国庫負担金ということになります。冒頭に申しあげました3億1,992万4,000円とのその差額の4,411万8,219円が国へ返還となった計算となっております。

以上です。

内野委員長 谷原委員。

谷原委員 生活保護受給者の人数と、あと受給額と、その見込みがどうだったのかということをお聞きしたいんですけども。

内野委員長 林本課長。

林本社会福祉課長 個別、細かく言いますと非常に細かい数字になりますので、大体おおまかな傾向といえましょうか、そちらの方を述べさせていただきたいと思います。

まず、平成29年度は、対前年度平成28年度に対して特に医療扶助と言われる医療費の部分の増加が著しくなっております、そちらが約28.8%増という形になりました。ちなみにその対比といいますと、そこの部分だけ申し上げますと、平成28年度の実績は1億5,075万7,649円であったのが、平成29年度は1億9,429万9,274円と、実に先ほど言いましたように、4,400万円ほどその部分だけでも対前年度に比べて増加しております。こういったことが影響いたしまして、全体としましては10.9%増ということ、先ほど平成29年度の実績を述べさせてもらいましたが、平成28年度の実績は3億3,568万3,046円、平成29年度実績が3億7,242万1,857円ということで、保護費自体は全体としては10%の増ということになっております。

お問い合わせにありました保護の実施人数ということになってくるんですけども、保護の実施人数世帯、基本的には世帯ということで、平成28年度末で162世帯215人でありました。こちら、保護率といまして、千分率で人口に対してどれだけの割合かというのを示しているのが、5.84%となっておりますが、平成29年度末では166世帯の221人、これも人口に対しての千分率が5.99%となっております。若干平成28年度から平成29年度に対しては増加したという結果が出ております。

以上です。

内野委員長 谷原委員。

谷原委員 どうもちょっと相違しているようなんですけど、国庫負担金返還金ということは、当初見積もった金額よりも国庫へ返還するということですよ。でも、今伺いますと、実際には世帯数も増加してとれているので、保護費も10%増みたいなことをおっしゃいましたので、そこら辺のところは一体どうなっているのかなというのが余計わからなくなりました、これ、もう一回、細かい資料はいいんですけども、そのざくっとした説明をしていただけたらありがたいです。

内野委員長 林本課長。

林本社会福祉課長 ちょっと私の方の説明が相違していたので、申しわけありません。一応、生活保護費の国庫負担金というのは、当然、当該年度の年度当初の歳出扶助費、これがまず大前提

でありまして、そちらにつきましては基本的には前年度の実績等また執行割合等を一応考慮はいたしますけれども、ご承知のとおり、生活保護費の生活保護制度というのは最後のセーフティネットという役目を当然持っております。そういった観点からしますと、やはり不測の事態にも対応しなければならないという予算編成を行っておるんですけれども、その不測の事態が結果的に執行の過程で生じなければ、年度末において歳出扶助費が不用額という形になって出てきております。その分の4分の3、国に対しての……。

(発言する者あり)

林本社会福祉課長 済みません。国庫負担金の当初申請が、先ほど申し上げましたように、3億1,992万4,000円ありました。こちらにつきましては、12分割でもう毎月支払われが……。

(発言する者あり)

内野委員長 異部長。

異保健福祉部長 保健福祉部長の異でございます。

この生活保護はどういう形で補助金が入ってきてどう精算するんかいう、ざくっとしたお話をさせていただきます。

まず年度当初に、当初申請として予算に見合った形での、予算どおりの歳出が要りますよいう形で申請します。年末の11月ぐらいに、今度は変更申請ということで、一旦その辺の実際の当初申請からどれぐらいの変更があるかいうことを1回だけチャンスがあるんです。そのときに、やはり冬になれば医療費とかがふえるのである程度の確保をしておきたいということで、その見込みを出して申請します。そしたら、もうそれでその年度の国庫については確定してしまいます。そして3月までの1年間通して実績が出てきます。実績と変更申請した数字を比べて、もらい過ぎていたら今みたいにお返しします。足らなければ、またその分を次の年度にいただきます。こういう仕組みになっております。今回はもらい過ぎていたということでお返しすると、こういう考え方でございます。

以上でございます。

内野委員長 谷原委員。

谷原委員 つまり、なぜそういうことが、実際の当初申請からこれだけ大きく見込みが違いますので、もうちょっと細かく聞きたかったんですが、置いときます。わかりました。結構です。

内野委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 質疑がないようなので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方いますか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 討論ないようなので、討論を終結いたします。

これより議第63号議案を採決いたします。

本案の関係部分を原案のとおり可決することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

内野委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第63号の関係部分は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第64号、平成30年度葛城市介護保険特別会計補正予算(第2号)の議決についてを議題といたします。

本案につきまして、提案者の内容説明を求めます。

異保健福祉部長。

異保健福祉部長 保健福祉部の異でございます。

それでは、ただいま上程になっております議第64号、平成30年度葛城市介護保険特別会計補正予算(第2号)につきまして、ご説明を申し上げたいと思います。

お手元の補正予算書1ページをまずお願いいたします。よろしいでしょうか。

歳入歳出予算の補正でございます。保険事業勘定におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ94万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億2,850万3,000円とするものでございます。

次に、事項別明細書の歳出よりご説明申し上げます。6ページをお願いいたします。よろしいですか。

保険事業勘定の歳出で、人件費に係る補正でございます。

1款総務費、3項介護認定審査会費、2目認定調査等費、7節賃金で58万3,000円の追加でございます。

3款地域支援事業費、1項介護予防生活支援サービス事業費、2目介護予防ケアマネジメント事業費、1節報酬で37万6,000円の追加でございます。

3款2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費、2節給料で5,000円の追加、3節職員手当等で111万円の追加、4節共済費で1万8,000円の追加、19節負担金補助及び交付金で1,000円の追加でございます。

ページめくっていただきまして、3款3項包括的支援事業任意事業費、1目総合相談権利擁護事業費、1節報酬で32万円の追加でございます。2目包括的継続的ケアマネジメント支援事業費、1節報酬で147万円の減額でございます。

続きまして、保険事業勘定の歳入でございます。戻っていただきまして4ページをお願いいたします。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、2目地域支援事業交付金(介護予防日常生活支援総合事業)、1節現年度分で30万2,000円の追加、3目地域支援事業交付金(介護予防日常生活支援総合事業以外)の分でございます。1節現年度分で44万3,000円の減額。4目総合事業調整交付金、1節現年度分で5万9,000円の追加でございます。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、2目地域支援事業支援交付金、1節現年度分で40万8,000円の追加でございます。

5款県支出金、2項県補助金、1目地域支援事業交付金(介護予防日常生活支援総合事

業)、1節現年度分で18万8,000円の追加、2目地域支援事業交付金(介護予防日常生活支援総合事業以外)の分で、1節現年度分で22万1,000円の減額でございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、2目地域支援事業繰入金(介護予防日常生活支援総合事業)、1節現年度分で18万8,000円の追加。3目地域支援事業繰入金(介護予防日常生活支援総合事業以外)で、1節現年度分で22万1,000円の減額。ページめくっていただきまして、4目その他一般会計繰入金、1節事務費繰入金で58万3,000円の追加でございます。7款繰入金、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金、1節介護給付費準備基金繰入金で10万円の追加でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方、よろしく願い申し上げます。

内野委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 7ページの3款の2目ですが、嘱託員報酬が減額になっている理由をお伺いします。

内野委員長 森井課長。

森井長寿福祉課長 長寿福祉課、森井です。

ただいまの谷原委員からのご質問にお答えさせていただきます。

包括的継続的ケアマネジメント支援事業費における嘱託員報酬の減額についてでございますが、これにつきましては、主任ケアマネの採用募集を本年度行っております。その採用募集で、今現在まだ未採用となっている分で経過分を減額させていただく分になってございます。

以上です。

内野委員長 谷原委員。

谷原委員 地域包括ケアマネジメント事業というのは、これから介護保険制度の改正もあったりして重要になってくると思います。その点で減額になっているので、こういう点でちょっと力を入れていかなければいけないところだろうと思うんですけども、残念ながら主任ケアマネの採用が未採ということでもあります。ぜひこの点についても、何らかの形で努力を今後ともお願いしたいと思います。

要望ということで言うときます。

内野委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 質疑がないようなので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方いますか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 討論がないようなので、討論を終結いたします。

これより議第64号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

内野委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第64号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第68号、平成30年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）の議決についてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

巽保健福祉部長。

巽保健福祉部長 保健福祉部の巽でございます。

それでは、ただいま上程になっております議第68号、平成30年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明を申し上げます。

1 ページを、まずお願いいたします。今回は歳出のみの補正でございまして、歳入歳出予算の総額の増減はございませんので、事項別明細書の歳出についてご説明申し上げます。

3 ページをお願いいたします。審査会回数の増加と人件費に係る補正でございます。1 款総務費、1 項総務管理費、1 目介護認定審査会一般管理費、2 節給料で17万8,000円の減額、3 節職員手当等で7万4,000円の追加、4 節共済費で17万9,000円の追加、12 節役務費で5万円の追加、14 節使用料及び賃借料で110万7,000円の減額、19 節負担金補助及び交付金で3万6,000円の減額でございます。1 款2 項審査会費、1 目介護認定審査会費、1 節報酬で96万円の追加、9 節旅費で5万8,000円の追加でございます。

以上でご説明を終わらせていただきます。ご審議の方をよろしくお願いいたします。

内野委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 質疑がないようなので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方いますか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 討論ないようなので、討論を終結いたします。

これより議第68号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

内野委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第68号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第66号、平成30年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第1号）の議決について

を議題といたします。

本案について提案者の説明内容を求めます。

岸本教育部長。

岸本教育部長 教育部長の岸本でございます。

それでは、ただいま上程になっております議第66号、平成30年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明を申し上げます。

こちらの補正につきましては、4月の人事異動等に伴う人件費の補正でございます。

1ページをお願いいたします。第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ92万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,082万1,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書で説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。下の段でございます。歳出でございます。1款教育費、1項学校給食費、1目学校給食総務費では、1節報酬で2万円の追加、2節給料で7万7,000円の減額、3節職員手当で89万5,000円の追加、4節共済費で9万9,000円の追加、19節負担金補助及び交付金で1万6,000円の減額でございます。

次に歳入でございます。上の段をお願いいたします。3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金で92万1,000円の追加でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

内野委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

内野委員長 質疑がないようなので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方いますか。

（「なし」の声あり）

内野委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

内野委員長 討論ないようなので、討論を終結いたします。

これより議第66号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

内野委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第66号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第67号、平成30年度葛城市霊苑事業特別会計補正予算（第1号）の議決についてを議題といたします。

本案について提案者の説明内容を求めます。

松村市民生活部長。

松村市民生活部長 市民生活部長の松村でございます。どうぞよろしく申し上げます。

議第67号、平成30年度葛城市霊苑事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書めくっていただきまして、1ページでございます。まず第1条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ221万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,701万4,000円とするものでございます。

内容についてご説明申し上げます。3ページの事項別明細の方をお開きください。上段が歳入、下が歳出でございます。

歳出でございます。1款霊苑事業費、1項霊苑事業費、1目霊苑事業費、23節償還金利息及び割引料で221万4,000円の追加でございます。

歳入でございます。2款繰入金、1項基金繰入金、1目霊苑整備基金繰入金、1節霊苑整備基金繰入金では、221万4,000円の追加でございます。内容につきましては、墓地返還増に伴う補正でございます。

以上でご説明の方を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

内野委員長 ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 今回の補正については、お墓、霊苑を一旦購入されたけれども、返還をされるということで、返還されたらお金を返還しなければならないという補正であります。一旦、市民の方がお墓を買われた。返す場合、購入金額の60%を返還するということですね。4割損してまで売りたいと、こういうことですね。

最近お墓の返還がふえているように思います。お墓事情というんか、テレビなんかでも何か建物の中で管理しているようなお墓があります。日本のお墓事情が変わってきているように思いますけれども、そういう環境というのか、お墓事情による変化も加味されているのか、どう分析されているのか。1つ懸念しているのは、何かやはり市民の中で、やっぱりお墓は要らんわということは、何かの不満があると言ってよいのか、何かの理由があると思います。その理由の分析についてはちょっと考えとくべきだろうかというふうにと思いますが、理事者の方でどのようにお考えなのか、お示しいただきたいと思います。

内野委員長 庄田課長。

庄田環境課長 環境課の庄田でございます。どうぞよろしく申し上げます。

返還の理由といたしましては、墓守がない、ほかに別の墓を購入、遠方に転出などの理由が挙げられます。

以上でございます。

内野委員長 藤井本委員。

藤井本委員 将来のことを思って買われたわけですが、家族事情、いろんな家庭の事情もあろうと思いますけれども、今の返還理由のように、お申し出があればそういう理由を聞いているわけで

すね。これが今の実態なのかなという気もするし、何かほかにまた私が申し上げているように、やっぱり不満というか、交通の便とか、墓守りするのに大変やというのも私はあると思う。そんなことも含めてご検討いただきたいなという要望だけお願いして、もう終わっときます。

内野委員長 ほかにございますか。

谷原委員。

谷原委員 関連なんですけども、ちょっと具体的な数字をお願いできませんでしょうか。返還されるという区画等、どれだけだったか。それがかなり、補正額が改正前の額と比べて非常に大きいので、この間の傾向というか、これは藤井本議員のご質問の中にもあったことでありますけど、数字としてどんな状況になっているのかお伺いします。

内野委員長 庄田課長。

庄田環境課長 環境課の庄田でございます。どうぞよろしくお願ひします。

償還金の平成30年度当初予算では、A区画27万円の2件分、B区画45万円の8件分、C区画90万円の2件分の計12件分の356万4,000円を計上しておりましたが、11月末までに合計12件295万6,000円の返還申請があったため、予算残額が60万8,000円になっております。返還数は年によってばらつきがありますが、増加傾向にあり、最近は墓地返還の問い合わせも数件ございまして、今後も返還が見込めるため、A区画27万円の2件分、B区画45万円の7件分の計9件分、221万4,000円の追加の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

内野委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。

内野委員長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 質疑がないようなので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方いますか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 討論がないようなので、討論を終結します。

これより議第67号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

内野委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第67号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで休憩をとりたいと思います。

休 憩 午後0時08分

再 開 午後1時30分

内野委員長 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

まず初めに、午前中の答弁について一部訂正があるということでございますので、発言を認めます。

松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

午前中の一般会計補正予算案に対します川村委員からのご質問の中で、當麻スポーツセンターの災害復旧に係ります財源のご説明に一部誤りがございました。

起債の種類は、単独復旧事業債で間違いございません。充当率は100%でございますが、その充当率に対しまして、後年度措置として交付税の算入が元利償還金の95%と私申し上げましたが、47.5%の誤りでございました。申しわけございませんでした。よろしく申し上げます。

内野委員長 それでは、休憩中に委員からこのお問い合わせがあったんですけれども、スポーツゾーンの第一健民の芝生の件なんですけれども、このことは本来、この新町スポーツゾーン基本計画策定会議で諮るべきじゃないかという、そういうふうなご意見をいただいているんで、このことに関して説明をいただけたらなと思っておりますので、お願いできますでしょうか。

阿古市長。

阿古市長 本補正予算に載せていただいております芝生の管理に関する機械購入ですとか、土の購入等、その部分につきましては、あくまで来年行われます中学の全国サッカー大会を目標にしたものでございます。ですから、新町のサッカー場等のその議論というのは、従前の約30億円ありました計画の中は、これは前年に説明させていただいているとおりでございます。

「全面的な更新というのではなく、修復を優先していきたい。その事業計画そのものは見直していきます」というお話をさせていただいております。あくまで、今回はその次年度に向かったものであります。ただ、その中でいろんな芝生の専門家の方のご意見をいただいております。非常に新町運動公園のサッカー場、練習場と2面あるわけなんですけど、非常に芝生がいいと。ただ、凹凸がある中で、従前ですと張りかえ等、もしくは人工芝というお話もありましたけども、「そちらにしなくても十分いいものですよ」というご意見はいただいております。

ですから、今回まずその全国中学校サッカー大会に向けまして全国から5,000人ぐらい来られるみたいなんですけど、その大会に向けまして芝生の管理の水準を上げたいと。従前ですと、ちょっとかたくなって芝の張りが悪いですとかありましたので、まず修復作業をさせていただきたい。その様子を見て、これから最終的な結論に向かうのかなと思っております。ですから、今回につきましては、その当初、昨年お話申し上げました部分とは直接には関係しない。あくまで次年度のその管理に向かってしていく、お迎えするに当たってある一定の水準の芝生の状況に戻すための予算づけであるという具合にご理解いただきたいと思います。

以上です。

内野委員長 藤井本委員。

藤井本委員 補正予算の審査については終わっているのですが、予算とは関係がありませんが、今、委員長からあったのは、芝生もどうするかというのを含めて、新町スポーツゾーン計画の会議で話をしなければならなかったんじゃないかというお問い合わせがあったというお話でしたけど、それはさておき、今の市長の話聞いておりますと、来年度、中学校の全国大会があるので、それをまず念頭に置いて進めると言われました。さっき部長が答弁されたのは、長い将来においてやっていくために、コアの機械とか芝刈りの機械とか、切った芝を集めるスイーパーを購入すると答弁されている。今の市長の話聞かなかつたら言うつもりじゃなかつたんやけども、どうもその辺が、教育部長の言うてんのと市長の言うてんのと違うというのが1つ。

もう1点は、芝の管理については部長が言われていることが正しいと思います。私は、芝というのは1年間に何回も何回も刈り込んでいくことにより何年か先にはいい状態に変わっていくと思っております。そうするために全国中学校サッカー大会をきっかけとして、芝刈り機などの機械を導入する。これもいいことだと思います。

今、市長が言われたスポーツゾーン計画とは別個のもので、とりあえず全国中学校サッカー大会にあわせて春から芝刈りをして目土を入れて修復すると言われるが、芝というのはそんな簡単に1年で修復が可能なものなののでしょうか。考え方としては、長期で考えられたほうがいいと思います。

内野委員長 阿古市長。

阿古市長 こちらのほうは、Jリーグ等の芝の管理をされている非常に高度な技術をお持ちの方ではございませんが、各担当課が聞いております話によりますと、今現在、この芝の下が非常に凹凸があるが、短期間の管理の中でそのようなものを凹凸のない状態に持っていきける。なおかつ、今回補正に入れておりますのは、早い段階からその管理を進めていく必要があるであろう。当然、その大会までに間に合いますよというお話の中での予算づけをさせていただいているわけでございます。

まず、私の根本的な考え方といたしましては、新町ゾーンはもう前年にお話させていただきましたので、それはいろんな議論があった中で、どういう形で進めていくのかというのは、30億円なりの計画はしないと明言しておりますので、その範囲内でどういう修復ができるのか。ただ、専門家のご意見をかりますと、非常に旧新庄町で準備されたそのグラウンドの芝生は非常にいいものであるという評価をいただいております。当然、エアを根の中に入れる、もしくは長年の管理の中で土がかたくなっている、その修復は十分可能ですよというお話をいただいておりますので、まず来年度の全国中学校サッカー大会に向けて、グラウンドの芝生を管理していく。当然、間に合うというお話ですので、それに向かつての予算づけですから、当初予算ではなく今回補正予算に入れているのは、まさにそれに間に合うためのタイミングを見計らった予算計上であると認識をいたしております。

その一連の結果を見まして、これからどうしていくのか、張りかえが必要なのか、それともこのままでいけるのか。それと、今年度の場合は非常に急ピッチに改良工事といいますか、修復工事をやりますので、芝刈りの回数等もございしますが、一定のレベルまで来たときのま

た管理の方法は変わってくるのかなという理解の仕方もしております。ただ、できるだけ来ていただいた方に安全なといいますか、いい状態で、まず中学生の生徒たちにサッカーをしていただくという思いの中での予算計上だにご理解いただければありがたいと思います。

以上でございます。

内野委員長 藤井本委員。

藤井本委員 聞かなかつたら、私は言うつもり違ふたんですけど、市長が言われていることと部長が言われているのとちょっと違ふのは、部長は刈り込みを来年の4月か5月ぐらいから開始しますよという話でした。それと同時に、コアとかエアレーションも、また目土もやっていくよという話であった。それでこのサッカー大会に、ほんまに間に合うねんね。間に合うたらそんでええんやけども、本来から言うと、人工芝か天然芝そのままいくという議論については、先ほど私が言うたように、議会としても何がええやろうとやってる中で何の話もなかったという部分が若干の不満があります。しかし皆が喜んでくれたらええやろうと思うて済ましていたけども、そういう話もなく、会議もなく進められるという中で、何遍も言いますが、それが4月から刈り込みやって、エアレーション的なことをやって、8月にその中学校の大会が本当に間に合うのか。

内野委員長 阿古市長。

阿古市長 先ほども答弁させていただきましたが、間に合うというお話の中での予算組みでございます。今回計上しておりますのは、機具、それと土系統の予算も当然入れております。土の方は早い段階で施行していかないといけないということでございます。3月の当初予算に計上させていただきますと、当然のことながらそれからの作業になります。機械も非常に特殊な機械でございますので、それから発注をかけますと間に合わないという、1カ月以上はかかるように聞いておりますので、そのための今の補正予算でございます。

先ほども申し上げましたように、新町公園のこの整備につきましては、当然のことながらどうするのかという結論にはまだ至ってないわけではございますが、その中で、当然のことながら複数年かかるという理解の仕方をしております。その間の管理の仕方としては芝生の管理をするという必要がございます。一定の水準までまず上げることができるということでございますので、張りかえ等の作業が必要でなくなる可能性も含めて、これからの議論になっていくのかという具合に理解をしております。

以上でございます。

内野委員長 藤井本委員。

藤井本委員 これもインターネット中継されていますから、聞かれると、部長と市長、私はニュアンスがちょっと違ふと思うので、その辺、今度かみ合うようにやっていただいたらそれで結構やし、この大会というものが成功したらそんでいいですけども、そこんとこお願いしておきます。

以上で結構です。

内野委員長 じゃあ、この件についてはもう終わっていますので、また次回の会議で行いたいと思います。

次に、議第65号、平成30年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議決についてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

西口上下水道部長。

西口上下水道部長 上下水道部、西口でございます。よろしくお願ひいたします。

ただいま上程いただきました議第65号、平成30年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開き願ひます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ179万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,029万8,000円とするものでございます。

それでは、歳出予算から説明させていただきますので、事項別明細書の5ページをお願ひいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、2節給料で1万円、3節職員手当等で5万8,000円、4節共済費で10万8,000円、19節負担金補助及び交付金で2,000円、27節公課費で271万9,000円をそれぞれ追加し、一般管理費では合わせて289万7,000円を追加補正するものでございます。

次に、2款1項公共下水道事業費、1目下水道建設費では、2節給料で18万9,000円の減額、3節職員手当等で94万8,000円の減額、4節共済費で7万7,000円の追加、19節負担金補助及び交付金で3万9,000円を減額し、下水道建設費では合わせて109万9,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、4ページをお願ひいたします。歳入予算について説明をさせていただきます。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金で440万6,000円を減額補正するものです。次に、4款1項1目繰越金で35万7,000円を追加補正、そして5款諸収入、1項1目雑入で584万7,000円を追加補正するものでございます。

以上、簡単ではございますが、下水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

内野委員長 ただいまご説明願ひました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

内野委員長 質疑がないようなので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方いますか。

（「なし」の声あり）

内野委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

内野委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第65号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

内野委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第65号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第69号、平成30年度葛城市水道事業会計補正予算（第1号）の議決についてを議題といたします。

本案について提案者の内容説明を求めます。

西口上下水道部長。

西口上下水道部長 上下水道部、西口でございます。

ただいま上程いただきました議第69号、平成30年度葛城市水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。

本補正予算の主な内容といたしましては、人事異動、人事院勧告に伴う人件費の補正でございます。第2条収益的収入及び支出では、収入の補正はございません。支出の第1項営業費用で2,002万9,000円の減額をいたしまして、水道事業費用の総額を7億2,180万6,000円にするものでございます。

ページをめくっていただきまして、2ページをお願いいたします。

第3条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員給与費9,421万2,000円を7,418万3,000円に改めようとするものでございます。

続きまして、収入支出の見積もり基礎に基づきましてご説明申し上げますので、6ページをお願いいたします。

収益的支出の第1款水道事業費用、第1項営業費用、第1目原水及び浄水費では、1節給料で13万円、2節手当で86万円、3節賞与引当金繰入額で20万円、5節報酬で252万円、6節法定福利費で109万円をそれぞれ減額するもので、原水浄水費合計で480万円の減額となっております。

次に、2目配水及び給水費では、1節給料で90万円、2節手当で135万4,000円、3節賞与引当金繰入額で14万円、6節法定福利費で46万円を減額するもので、配水及び給水費合計で285万4,000円の減額となっております。

3目受託工事費では、1節給料で24万円減額、2節手当で30万6,000円の追加、3節賞与引当金繰入額で5万円、6節法定福利費で6万円の減額で、受託工事費合計で4万4,000円を減額するものでございます。

次に、4目総係費では、1節給料で495万円、2節手当で354万1,000円、3節賞与引当金繰入額で85万円、6節法定福利費で299万円減額するもので、総係費合計1,233万1,000円の減額となります。

以上、簡単ではございますが、水道事業会計の補正予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

内野委員長 ただいまご説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 主な補正が、最初に人事院勧告の給与改定に伴うということでおっしゃいましたけれども、今回は人事院勧告は引き上げになっておりますので、ここは大きく減額しているというのは、引き上げというよりは何らかの人事異動の関係でこういうふうになったのかなと私は理解しておるんですけども、そこでお尋ねしたいと思いますけれども、現在の水道事業に携わっているこの職員、ここに算入されて計算されています職員の人件費に係る人数、それから役職も含めて、それが一体どうなっているのかということをお聞きします。それが変わらずにこういうふうになっているのか、人事異動で若い方が入られたりとかいうことで変動したのか、そこら辺のこと。あるいは役職づきだったのがなくなったとかになっているのか、そこら辺の職員給与の減額の内訳がどうなっているのかということをお聞きしたいです。

以上です。

内野委員長 福森課長。

福森水道課長 上下水道部水道課の福森です。ただいまの谷原委員のご質問にお答えさせていただきます。

当初、予算につきましては、まず原水浄水につきましては、当初嘱託職員を2名予定していたんですけども、1名減ということの報酬で252万円、その他につきましては、職員の移動に伴うものとなりまして、今現在は職員、部長含めて9名、部長の分につきましては、一応下水道課と水道課で半分の負担になっております。あと、配水給水におきましても、これにつきましても人事異動に伴うものでございます。

受託工事につきましては、これにつきましては担当の職員の費目変更ということで変更になりましたんで、一部手当、これにつきましては住居手当、それから児童手当、それから扶養手当が増額になっておりますので、それと期末手当が減額、その差額で28万8,000円の増額になっております。

総係費につきましては、先ほども説明させていただいたように、当初は職員4.5名ということで、部長の分が0.5の加算で、それが3名、1名減という形で3.5名という形でさせていただいております。現在の職員の数につきましては、課長が1名、それから課長補佐が1名、あと主査が3名、残り主事が2名で主事補が1名となっております。

以上でございます。

内野委員長 谷原委員。

谷原委員 嘱託職員の2名が1減というのが大きいんかなとは思いますが、これは嘱託職員が減となったということは、総数としてやっぱり人員としては減となっているという配置になっているのでしょうか。

内野委員長 福森課長。

福森水道課長 そのとおりで、当初予算では合計4名の嘱託職員の予算を上げておりましたが、今現在は嘱託職員は3名になっております。

以上でございます。

内野委員長 谷原委員。

谷原委員 わかりました。私は葛城市の水道事業について、この間ずっと取り上げてまいりました。

自己水源を確保しながら自分のところで上水場を維持していくと、その専門的職員についても基本的には内部で育てて、そして賄ってきたと。したがって、人事異動につきましてもできるだけ長期にわたって専門的な知識が継続できるような形でやってこられたのかなというふうに思います。

今後、市の水道事業を発展させる上でも、その経験継承がちゃんとできるということは大事だろうと思うんでありますけれども、1名減でもやっていけるといのであれば、それは人員配置でそれはいいのかなとは思いますが、これまでの何らかの形でつけていた嘱託の方が確保できずに減なのか、あるいはもう必要ないということで減なのか。そこら辺はちょっと、もう最後になりますけれども、そこら辺を精査していただきまして、安定的な水道供給ができるようによろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

内野委員長 ほかにご意見ありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 質疑がないようなので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方いますか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 討論ないようなので、討論を終結します。

これより議第69号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

内野委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第69号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

引き続きまして、本委員会の所管事項の調査案件についてであります。

初めに、ごみの減量化に関する諸事項についてを議題といたします。

本件につきましては、今回は理事者からの報告事項は特にないということでございますので、委員の皆様から何か確認事項等がございましたらお受けしたいと思います。何かございませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 我々議員ですから、いろんな情報が入ってまいります。笛堂の方で、11月27日に笛堂の方に旧新庄クリーンセンターの跡地利用の説明会というのを行われたと、このように聞いております。なぜ聞くかという、やはりいろんな経緯から、ここにいる議員は皆どのような

方向に進んでいくんやろうと心配しておるところですけども、わかっている範囲でいくと大きく前向いて進んだというふうなことを聞いているわけですけど、まずその辺のところ、どういう状況だったかお教えいただきたいなというふうに思います。

内野委員長 松村部長。

松村市民生活部長 市民生活部の松村でございます。どうぞよろしく申し上げます。

笛堂ストックヤード建設に向けてということで、今回につきましては、9月12日の厚生文教常任委員会の調査案件という形で笛堂に8月30日に説明会に行かせていただいたというぐらいのところまでのお話をさせていただきました。

その後でございますけれども、結論的な話じゃなしに、9月23日にはもう一度笛堂の総集会をするというような話がございました。そのときには、当然、市の方からも説明に行きたいというような話もさせてはいただいておりますけれども、その機会も与えてもらえずに、笛堂の全体集会という形で、40名ぐらいの出席の中で110名ほどの委任状を持ちながら総会をされたというような内容でございます。

その後でございますけれども、9月25日、休み明けでございましたけれども、建設反対ということで、反対の文書をお持ちいただきました。環境課の方においでいただきましたけれども、市長、副市長にお会いいただきまして、その旨のお話をいただきました。

それからでございますけれども、やはり一番問題なのは、「なぜ市からの説明をさせてもらわない状況でそういう形で総会をされたんですか」というような内容でございました。その中では、去年のいきさつにつきまして、市長室でも市長の方もいろいろとお話をされました。実際には、7年ぐらい前から笛堂大字の野菜研究会等のいろんな要望の中ですり合わせの中での堆肥化施設建設であったわけでございますけれども、去年の9月議会の中で継続審議となりまして、10月末をもって廃案になったというような状況でございました。この中で、一旦、堆肥化施設は建設しないかわりに、地域循環型の計画につきまして再度見直しを行いごみの減量化の計画を行うと、その中でどういう施設を建てることによってこの推進計画が最後まで遂行できるかという内容につきまして、国、県ともに検討させていただいた結果、ストックヤードの建設に向かったというようなことの説明を、しっかりと笛堂住民の方にももう一度させていただきたいというようなことで、9月25日以降、役員らが2回ほど役所の方にまた来ていただきました。市長にもまた会っていただきました。

その中でも、市長が切望されたことにつきましては、やはりこっちからなぜこういう形になったのかということをもう一度説明させていただきたいということでしたので、機会を与えてほしいということで、再度、笛堂大字の方で調整いただきまして、最終的には11月27日、今、藤井本委員がおっしゃられましたように、7時から笛堂のコミュニティセンターの方で、今まではストックヤードの建設についてというような内容でございましたが、今回につきましては旧新庄クリーンセンター跡地利用の説明会という形で、過去7年前からさかのぼらせていただいた経緯等をお話させていただいて説明をさせていただきました。

当然、説明会については、葛城市環境課という形で、笛堂区民の皆さんへというご案内を笛堂区の区長のご協力によりまして全戸配布させていただきました。250軒ぐらいはありま

したけども、残念ながら出席者は18人という形に終わりましたが、その中で、9月の総会をしたことであるとか、「総会終わってから、今ごろこんなこと言うねん」というのが一番初めのとっかかりでございましたけれども、それは先ほど私が述べさせていただいたみたいに、「7年間の経緯を説明したかった」と、「これをしていただいてから総会をするべきじゃなかったか」ということを再度繰り返しご説明申し上げました。

その中でいろんな質問されたことがどんどんなくなってきました、あとは建物のストックヤードを建てるに当たっての質問が変わってきたわけでございます。その中では、騒音がしないのかとか、においがしないのかとかという質問もございました。その辺は1つ1つ丁寧に説明させていただきながら、建設後、稼働するまでには市長の方から文書できっちりとした協定書を交わさせていただいて、何か問題があれば即刻稼働をとめさせていただく、問題がなくなるまでは双方に調査し話し合いしながら、また進めさせていただきたいというようなことで、協議書というか協定書というか、そういう形のことをさせていただきたいというようなことまでの話まで進めたというのが最後の話でございました。

簡単でございましたけども、以上でございます。

内野委員長 藤井本委員。

藤井本委員 非常にご苦労さまですということをまず申し上げておきたいというふうに思います。当初、堆肥化施設をつくる、クリーンセンターの跡地ということでそういう方面に使わなければならないということを先に解体のときに補助金をいただいておりますので、これをうまく使わないと補助金を返すことになる。これは市の考え方ですけども、しかし堆肥化施設では話が進まなかった。その中で、今回このストックヤードをすることになったと。しかし、それでも笛堂住民の方の理解というものがなかなか得られなかったのかなというふうな感想を持っています。ここでこうして説明会に行っていた中で、事業を進めることに理解を得られたのかなということでは思っております。

次にお聞きしたいのは、補助金の関係から、この事業をいつまでにしなければならないのかということを確認しておきたい。また、協定書の中身についての議論をここですつもりはありませんが、笛堂の話聞いて協定を交わして進めていきたいという、この姿勢は立派であると思います。

笛堂の方も、ほんまにまちづくりについては3カ所のまちに対しての思いというのは強い人が多い地域だろうと私は思っているの、ここまでの反省の中で言うと、やはり誰がというんじゃないけども、市の持っていき方、やっぱり反省すべきところがあり、やはり笛堂の方にとってはどっかに不満があったのかなというところもございます。

ここで一番懸念するのは、出席者18人とおっしゃった。ほかに委任状が百何人ということで、まず多分役員の方が来られてそういう話であろうかと思えます。私は、ちゃんとした説明したら笛堂の方はちゃんと理解もしてくれはると信じていますので、ここのところをもう一度その旨もお願いをしておきたいと思えます。

内野委員長 松村部長。

松村市民生活部長 先ほど、協定書の話で終わったわけでございます。内容につきましては、またそ

の建設に向けたということの話になろうと思います。この建設につきましては、今現在も確認申請をとる状況に進めているわけでございます。今年度予算で5,800万円の工事費を組んでおり、歳入につきましては前払い分の補助金が入るという予算でございます。

実際に、年度内に着工さえさせていただきまして、平成30年度予算ですので3月末完成という形で本来は進めておるところでございます。国の中では、平成31年度中に完成すれば、この7年間かけてきた計画についてはこれで終わってしまうというようなことでございます。それに向けて努力していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

内野委員長 藤井本委員。

藤井本委員 予算的には平成30年度、来年の3月までにやらなあかんけども、補助金のそういう関係の事務的にはあと1年間で完成させたらええと、こういうことですね。もうほんまにこれは7年間の最終段階です。あと本当に笛堂の方を信じてしっかりと進んでいっていただけるようお願いして終わりたいと思います。

内野委員長 ほかにございませんか。

谷原委員。

谷原委員 関連して、この笛堂の堆肥化施設の問題についてお伺いします。

これは、私の前任の白石栄一議員の方からもいろいろとお話を伺っておりましたところがあります。一番の問題は、やはり大字の役員の方々の思いと、それから大字区民の皆さんの思い、ここが一致して進んでいったらよかったんだろうけれども、白石栄一議員によると、本当に大字全員の区民の意見をちゃんと酌み取った上での結論かということを繰り返し確認してきたということをおっしゃっていたように、やはりここはちょっと、どうも齟齬があったのではないかなというふうに私は認識しております。

とりわけ、今経過がありましたけれども、総会で40名ほど出席されて委任状もあった上で、建設反対の文書が出たということになっております。ですから、これについてもやはり総会での決定でありますから、これを簡単に無視するわけにはいかないのだろうと思います。しかし、区民の皆さんに過去の経過を十分市から説明できないまま、そういう総会の決定になったということで、改めて繰り返し働きかけられて、市としての説明をやっと11月27日にできたということでもありますけれども、これについては出席者が18名ということで、確かにその話の中では、建物についての質問の方に移っていったというふうなことになって、おおむね前向きなような形で質疑が終わったかのようなご説明でありましたけれども、やはり一度この総会をやったというところはもうちょっと丁寧に見ていただいて、やっぱり区民と大字の役員の方の中できちっと理解がある中でことが進んでいくように、ぜひ市の方としてもご配慮いただきたいと思います。もともとこのクリーンセンターを笛堂で引き受けるに当たっては、やっぱり地域住民の協力がなければできなかったわけですから、この地域住民の思いが十分酌み取れるような形でよろしくお願いしたいと思います。これは意見として述べておきます。

内野委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 ないようであれば、本件につきましても本日はこの程度にとどめたいと思います。

続きまして、学校給食に関する諸事項についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告願います。

岸本教育部長。

岸本教育部長 教育部長の岸本でございます。よろしくお願いいたします。

学校給食の米の調達につきまして、このたび葛城市産のヒノヒカリの調達が可能となりましたので、葛城市産米に変更したいと考えておりましたご報告させていただきます。葛城市給食センターの食材調達につきましては、常に安全・安心かつおいしい給食を提供するための新鮮な食材調達に日々心がけておるところでございますが、あわせて葛城市産もしくは奈良県産の地場産物の活用を推進し、地産地消の向上にも努めているところでございます。また、奈良県教育振興大綱アクションプランにおいても地場産品の活用推進が示されておりました。地域の自然や文化、産業等に関する理解を深め、生産者の努力や食に関する感謝の念を育むために、教科の学習や学校給食等において地場産物の活用を図るとされております学校給食への地場産物の活用率の向上が、学校給食における食育の推進目標ともされております。

葛城市といたしましても、奈良県産の食材の活用はもとより、更に掘り下げ、地元葛城市産の食材をできるだけ取り入れた地場産物活用率の向上を図ることを目標にしております。しかしながら、安定した食材の供給を求めていくと、対象品目に限りがあるのも現状でございます。そこで、葛城市農業の一番の生產品目である米穀、米を活用させていただきたいと考えておりました。この都度調達が可能となったことから、来年1月から葛城市産ヒノヒカリ1等米による米飯給食に移行させていただきたいと考えております。これには、1キロ当たり9円、年間40万円程度の負担経費が発生することになりますが、地場産物の活用率の向上が図られることにあわせ、地元農家の方が耕作した米を地元の子どもたちが食するということで、市内の子どもたちと農家の方との目に見えないつながりも形成され、地元への愛着や感謝の気持ちを持つことや、また農家の方に米づくりのやりがいや励みなどにもなるのではないかと考えております。

このようなことから、市の負担が多少増額となりますが、来年1月より学校給食の米飯提供における米を葛城市産ヒノヒカリに変更させていただきたくご報告をさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

内野委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問等ございませんか。

副委員長。

奥本副委員長 ちょうどタイムリーというか何というか、先週一般質問させていただいた内容がずばり来ているんですけども、ちょっと質問をさせていただきたいと思います。

まず、葛城市産の米になるということなんですけども、奈良県学校給食会はどういう形で関わっているのかということと、従来、奈良県学校給食会のパールライスには農協が一応窓口となって米を供給されていたんですけども、これは農協は絡まないんですか。その違うところから調達できるということなんですか。それが1点。

それと、一般質問で申し上げましたように、地産地消ということで推進をしていただきたいということをお願いしましたが、それに伴って給食費が上がることだけは避けてほしいと申し上げましたが、その辺は、今回、年間40万円の負担増と今の説明ありましたけども、そのあたりはどうなるのか。これは、やっぱり本来の法律の制度からのとって保護者の、要するに受益者負担になるんでしょうか。

この2点お願いします。

内野委員長 吉村所長。

吉村学校給食センター所長 給食センターの吉村でございます。よろしくお願いをいたします。

ただいまのご質問でございますが、まず学校給食会の関係でございます。これは、昨年の平成29年9月から、この学校給食におきます米飯の受託業者につきましては、安全・安心を追求する等のことを念頭にいろいろ交渉していた中で、平成29年9月から、大阪府にございます、松ちゃん給食の方より米飯を供給していただくというふうになっております。この際に、大阪市の業者に対しましての学校給食会からの米の納入につきましては、直接の納入につきましては可能ではないということもございましたがゆえに、これまで松ちゃん給食の方より奈良県内のヒノヒカリにつきましてを仕入れていただきまして、これまで各学校へ供給していただいていたというような流れでございます。

その当時にも話がございます、その同じ米を学校給食会以外の中から供給するという方法を選択するのであれば、葛城市産の米を何とかできないかというような話があったようでございますが、その時点におきましては、葛城市産の米の確保がまず無理であったということが1つと、それとあと、その流通の経路について1つ問題があったということでございます。

学校給食会におきましては、委員の方からもございましたが、パールライス等の関係が絡んでおるということでございますが、今回のこの葛城市産のヒノヒカリにつきましては、新庄営農経済センターの方の協力を得まして、営農経済センターの方より松ちゃん給食の方に供給していただくというような流れの確立が可能となりました。ですので、JA奈良県の葛城市新庄営農経済センターが関与しているということでご理解をいただけたらと思います。

それから、ただいまの地産地消に係る推進の中で、このかかってくる負担の経費、これについてどのようになるのかというご質問でございましたが、これにつきましてはあくまでも安心・安全を追及していく上での費用の一部であるというふうにある意味認識をしているがゆえに、その辺、また今後、学校給食運営委員会とも協議を重ねていきながら、これにつきましては、そういった部分の費用負担というようなことでの解釈になっていくよう進めたいと考えております。

以上でございます。

内野委員長 副委員長。

奥本副委員長 まず最初の方の新庄営農経済センターからということは理解できたんですけども、これで100%葛城市産の米が調達できるのかということと、それとこの費用負担が給食費に転嫁されるかどうか、なかなか私の理解が及びませんでした。もうそのあたりもう少し詳しく

お願いできますか。

内野委員長 吉村所長。

吉村学校給食センター所長 ただいまのご質問でございますが、100%の葛城市産のヒノヒカリを今年度に交渉いたしまして、全て確保していただけるというふうに確約をいただいております。

内野委員長 教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。

ただいまの給食費の転嫁の件なんですけれども、1月から実施ということで、1月から3月分につきましては今年度の給食につけていただいている予算の中で工面できるということでございますので、給食費の転嫁等は一切考えておりません。

新学期からの給食費等につきましては、現在、学校給食運営委員会で来年度からどうしていこうかという相談をしておりますので、その中の1条項としてまた検討材料に加えていきたいということでございます。

以上でございます。

内野委員長 では、ほかにもございませんか。

谷原委員。

谷原委員 葛城市産の米100%にさせていただけるということで、ありがとうございます。私も米をつくっておりますが、いろいろな事情があっての間JAにはおさめておりませんが、こうであればJAにも多少なりとも納めようというふうになんと意欲が湧いておるところであります。これは、学校給食センターはいい面、悪い面がございますので、ある意味ではこれは学校給食会を外した上でのいい面だったかなというふうには思うんでありますけれども、JAの方は榎原市の方で結構、地産地消の取り組みが進んでいまして、JAが野菜等含めてしっかりと協力していただいているということもありますので、今後、お米だけでなく野菜等も含めて、JAがこういうところへ協力していただければ本当にいいことだなと思っております。

そこで、ちょっと要望なんですけれども、やっぱり安心・安全というのがありました。米も通常の慣行農法もあれば、減農薬もあれば、有機栽培とかいろいろあります。市内でもそういうことで心がけている方がいらっしゃると思うんですけれども、せめて減農薬米とかいうふうな形で何か指定ができるのかどうか。それはなかなか数の問題もあろうかと思うんですけれども、そこら辺はどうお考えになっておられるのかお聞きします。

内野委員長 吉村所長。

吉村学校給食センター所長 ただいまのご質問でございますが、今回、仕入れを予定しております米につきましては、農協販売におきます最低限の基準の衛生管理、品質管理等をクリアしたものを、現段階ではお願いをしておるところでございます。ただ、しかしながら、ただいまございました減農薬等につきましては、今後、仕入れ業者と、あと給食を供給していただく業者も含めながら、単価に影響がない限りの範囲内で十分検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、よろしくお祈りいたします。

内野委員長 谷原委員。

谷原委員 今、生育履歴等をきちっと提出を、販売のときは求められておりますので、減農薬米か慣行米かいうのははっきりしておりますし、金額も実は納入の段階では変わりません。販売するときに差をつけておられるのかわかりませんが、そういう意味ではできる限り減農薬米を食べさせてあげられたらと思いますので、よろしくをお願いします。

内野委員長 ほかにございませんでしょうか。

藤井本委員。

藤井本委員 私からも質問させてもらいたいと思います。

農協が葛城市の方にセールスに行っておられるというお話をお聞きしております。葛城市産米を食べてもらおうと、それはいい判断をさせていただいているように思います。

しかし先ほどもありましたけど、値段の方がまた上がるということですけども、値段の問題以上に葛城市産米を食べてもらおうというのは、私はそっちの方が上だというふうに思いますけども、値段について確認しておきたいと思います。

以前の米は学校給食会からの調達のお米で、奈良県産米のヒノヒカリというところで一括購入されるので、非常に安かったと。これがいろんな事情もあって、大阪の方の給食会社に移った。そのときに、学校給食会は大阪の事業者には米を納入できないということになったので、別のルートで米を納入していただいた。その米が奈良県産の、どこかわかんないけどもヒノヒカリであったということですね。このときも、奈良県の給食会から仕入れていたとき以上に単価が上がりました。何ぼ上がったかちょっと忘れちゃったけど、それで、葛城市産米のヒノヒカリにすることにより、これが上がると。また2段階で上がるという認識でええのかどうかというのを、まず1点目に、先ほどの説明に基づいてお尋ねをしておきたいというふうに思います。

2点目ですけども、私も前に一般質問したし、奥本委員も一般質問された、この給食の満足度というんか、おいしさというところ、これについてやっぱりどうしてもどの議員もいろんなことを聞かれているだろうかというふうに思います。私も、しつこいぐらい一般質問をしてきましたけども、おいしい給食というところですけど、この辺のアンケートを子どもたちにとってくださいと言うても、なかなかとっていただけなかったし、いろんな問題点についても、学校給食運営委員会とか、PTAの関係の方、それでことが進んできたように思います。

この間、私が出た情報によると、その保護者の方に関しては給食を試食させていただいてアンケートをしたとかいうことを聞いているんですけども、その辺の結果がどういうふうなものであったのか。だた、親の世代が食べて、昔の給食と今の給食は違いますから、感想というのは違うだろうけれども、子どもへのアンケートというのを小学校1、2年生の子はなかなか答えにくい部分はあるでしょうけども、ある程度になるとやっぱりわかると思う。こっだけおいしい給食をと皆が言われている中でアンケートをとるべきやと思うんですけど、既にアンケートとっているのであれば「とってるよ」と言うてくれはったらいんですけど、私が前に一般質問してる時にはとっていただいてなかったように思います。ここをちょっと考え方としてお示しただけたらというのが2点目。

3点目ですけども、給食に対する危機管理ですが、今年も奈良県給食会加盟のパンの製造会社で火災が起きた。そこから給食をとっている学校へはとまりますから、ほかの学校給食会に入っている加盟の会社が代行して各学校へおくれることなく納入された。きょうも北海道で大きな火災があったことがニュースでやってみましたけど、そういったときに給食はとまってしまうわけですね。ここら辺の何かあったときの危機管理というか、この辺ちゃんとできているのかどうか、私はずっとこの危機感を持っております。学校給食会が指定工場にするのは、やっぱりおかずを伴わないパンやご飯をつくっている、いわゆる食中毒にならないようにというのが前提で学校給食会が指定していると、ここを一番懸念しているわけです。だから、何回も言ったから覚えてはるやろうと思うけど、葛城市だけが学校給食会が指定していないところから米飯を納入しているので、この辺の危機管理という点が、何かあったときのこと、本当に大丈夫だろうかとか、その辺のお考えをお示しいただきたい。

以上、3点お願いしたいと思います。

内野委員長 吉村所長。

吉村学校給食センター所長 給食センター、吉村です。よろしく願いをいたします。

まず、1点目のご質問の学校給食会の単価との比較の件でございます。

学校給食会の方からの今年度1月から3月までの単価でございますが、この単価、値上げは予想されているんですけども、段階的に値上げをされる予定ということでございまして、1キロ当たり330円というふうに決定はなされております。

4月以降の単価でございますが、ヒノヒカリ無洗米につきましては1キロ当たり今現在335円から338円の間で金額で決定されるということで、今、学校給食会の方で調整検討されているようでございます。対する、葛城市の今現在の12月までの米の単価でございますが、平成30年度の奈良県産ヒノヒカリにつきましては、無洗米で1キロ当たり335円となっております。今後、1月以降の奈良県産ヒノヒカリ無洗米につきましては、そこからキロ当たり9円の値上げとなりまして344円になる予定でございます。

年間の負担等につきましては、先ほど岸本部長が申し上げましたように、年間44.6トンを平成29年度の実績ベースでは消費しておりまして、それに9円を掛けますと40万1,445円程度の金額の増加となる予定でございます。1カ月当たりに直しますと、11カ月で割りましてひと月3万6,500円弱というようなことでございます。

それから、2つ目のアンケートの方のご質問でございますが、申しわけございません。各生徒に対してのアンケートは、今年度についてはまだ実施しておりません。おっしゃられるように、保護者への給食試食会につきましては、各保護者に対してのアンケートは実施をさせていただいております。あくまでもこのアンケート結果の中の数値を申し上げますと、ほぼ8割、9割は満足していただけるような回答をいただいている状況でございます。ただ、残り1割ないし2割の部分につきましては、若干の味の個人差等もあつたりとか、その日のメニューは一定しておりませんので、その辺の関係での数値も影響しているのかなというふうに思っております。

それから、3つ目のご質問でございますが、危機管理についてでございます。

まず、パンについてでございますが、現在、学校給食会を通じまして、河合町にあるパンの業者より今現在仕入れをしているわけでございますが、先般ございました火災等の関係が万が一起きた場合には、また学校給食会との調整をいたしまして、すぐに別の業者を選定していただいて、それにつないでいくという形になるのかなと今思っている次第でございます。

また、ご飯の方につきましては、工場が2カ所で、基本的には1カ所の工場からうちの方に発注をされておりますが、これにつきましては2カ所工場を持っておられる関係上、その辺のフォローはしていただけるような形をとっていただけるように考えております。

それと、その業者になった経緯につきましては、ご飯のほうにつきましては安心・安全を追求するがゆえに品質管理上の資格等を選択されている業者を探しましたところ、奈良県ではそういった会社は見つからず、最終的には今現在の業者に落ちついたと。これはISO 22000を認証取得されている業者ということで、衛生管理上非常にすぐれておるというところで採択をしました次第でございます。

以上でございます。

内野委員長 藤井本委員。

藤井本委員 このことについて私はずっと反論をしてまいりましたが、こうやって進んでいる以上は、学校給食会のご飯については、聞くところによると、今月は葛城市が中心ですとか、来月は宇陀市が中心ですとかいう形でやっているらしいですけども、なかなかどこどこ産米ということは表示もされていませんが、年間で40万円ぐらい高くなりますよという答弁でした。明日香村は自分ところの米でやられている。やはり葛城市の子どもたちが葛城市のお米を食べる、この方向は非常にいいことです。給食費がどうのという話はまた次の段階で議論すればいいかなというふうに思いますし、またお考えいただけたらいいかなというふうに思います。

それでは、なぜ子どもたちに給食への要望を書いてももらったりアンケートをとらないのかというのが、私にとっては、教育に熱心なまちでありながらこの部分にちょっと弱いと言っていいのか、何でやろうというところがあるんですけども、アンケートはぜひとっていただきたいなというふうに思います。

あとは危機管理のことですね。パンは学校給食会に入っているから大丈夫ですと、ご飯は2つ工場があるので大丈夫ですというような答弁でした。どこで何が起こるか分からない。私は何回も言うておりますが、奈良県内で学校給食会が指定する工場以外から米飯給食を納入しているのは葛城市だけです。葛城市は特異なことをしている。安心・安全面から大阪の事業者を選択して契約されていると思うけど、これがいいようにプラスに出れば良いが、これがマイナスとならないように、しっかり努力してくださいね。この件については、しっかり見ていきたいと思っています。

内野委員長 いいですか。ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 ないようであれば、本件につきましても本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、磐城小学校附属幼稚園周辺一帯整備についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告願います。

巽保健福祉部長。

巽保健福祉部長 保健福祉部長の巽でございます。

それでは、磐城小学校附属幼稚園周辺一帯整備についてご説明申し上げたいと思います。

お手元の資料に5枚もののA3の資料があると思います。これにつきまして、まず私の方から学童保育所の進捗状況についてご報告申し上げたいと思いますが、1枚目、2枚目、3枚目はその部分の資料でございますが、この資料につきましては、9月議会の際の厚生文教常任委員会、またその後、全員協議会も開催させていただいたと思います。そのときの説明資料と全く同じものがございますので、そのスケジュールに従って工事が進んでおることとございまして、もう少しその工事内容について説明させていただきたいと思います。

まず、ちょうど我々の建てようとしている磐城学童保育所の敷地の周辺でございますが、東側に児童館があり、またその東には幼稚園があり、そしてまた体育館であったり、南側には教員の駐車場があったりということで、まずその東側に入る進入道路、これの確保が必要となっております。その辺を確保するために、今、建設する周辺にまず仮囲みをしまして、その後、その仮囲みをした後に現場の事務所を建てまして、今現在、建築の基礎部分を工事している最中でございます。その基礎部分につきましては、もう12月中に完成するという形になっております。それと同時に、12月末あたりから周りの外構ということで、U型側溝であったり、スリット側溝であったりというその辺の工事を始めていくと同時に、また一部配管工事も1月末から始めていきたいというような形でございます。

進捗としましては、今そのような状況で、年あけたらまた上の部分に入っていくような形になろうかなと考えております。大手の会社でございまして、進捗の方はかなり正確に予定どおり進んでおりますので、まず私の方からそのご報告ということでさせていただきたいと思います。

以上でございます。

内野委員長 岸本部長。

岸本教育部長 教育部長の岸本でございます。

私の方からは、工程表下の段、磐城幼稚園の部分についてのご説明をさせていただきます。こちらの部分につきましてもほとんど異動等はございませんが、一番下の事務的な処理、事前協議申請、開発許可申請、確認申請等につきまして、少し半月余り後ろへ延ばさせていただいております。

工程表については以上でございまして、あと、後ろから4枚目に平面図をつけさせていただいております。これも以前提出させていただきましたものと基本的にはほとんど変わっていない状況でございます。グラウンドの遊具関係の配置とか、部屋の手洗い等、多少細かくはなってきておりますが、ほぼ基本的なところは一緒でございます。その次のページがパース図で、これも以前つけさせていただいたものと同じものがございます。

私の方からは以上でございます。

内野委員長 ただいま報告をいただきましたが、このことについて何か質問等ございませんか。

西川委員。

西川委員 現在使っている南園舎、これ違法な状態ですやろ。検査済証がおりてませんやろ。違法な状態でいつまで使用するのか、それに対して何の返答もないということが1つと、これ平成29年3月定例会で、山本議員の質問に対して市長が何を言うてるかいうことです。2回言うてるんです。「2階建ての建物にすると何十年かたてば、2階の底面が崩れ落ちる可能性もありますので、2階建てにせえへんのや」と、何を無茶苦茶言うてるのか知らんけど、それともう一回言うてるねん。2階建てにすると、「将来、耐震補強の問題もございます。屋根が落ちてくる。2階建ての床が落ちて、なおかつ上の屋根が落ちてくる危険性がある」と、この設計したときにそんなことを言っている。委員長、はっきりと前の成果図面があり、構造計算もやり確認もおりてきているので、今、市長がこういうふうな無茶苦茶なことを言うてることの確認をもう一回きっちりやってください。これははっきり言うて、こんなもん名誉棄損で法的措置とりますよ、これは。

それと、この計画図面、これ一切、敷地を広げていませんな。敷地を広げたから開発かかってんの違いますか。敷地を広げるということは、磐城小学校の運動場の方へ敷地を広げたのと違いますか。今言うたように、この2階建てのことにしてもそうやし、この学童保育、これ2階建てですやん。これ、市長の理屈で言えば、2階建てにしたら床や屋根が落ちてくるの違うんかいな。何でこの学童は2階建てやねん。それで、2階のところにも多目的トイレとあんねけども、本来、これ車椅子で使うトイレや。この車椅子の子は、2階へ上げんのに階段を誰かが持って上げまんのか。2階にこんな車椅子のトイレが要るのか。それやったら、普通はエレベーターか何かつけれるのん違うんかいな。何で学童保育所を2階建てにしたんや。市長の理屈から言うたら、こんなん2階建てにするのはおかしい。

それと、この幼稚園の工事計画の仕方ですが、1期工事やって、2期工事やって、こんなやり方で園児の運動場、これで確保しながらできるんやね。

内野委員長 もう質問が5つ目ぐらいになるので、一旦ここで切ります。

市長。

阿古市長 2階建てにしたのが好ましくないと言ったのは、大きな理由としてはそういう理由やございません。例えば、文部科学省の基準の中で、都市部においてはもう当然のことながらビルの建て方等があります。でも、葛城市のこのようなどかな場所においては、やはり3歳児から5歳児の園児を預かるに当たっては平屋建てである必要があるという思いの中での、大きな意味での平屋建てへの変更でございました。ですから、その当時、何と申しますか失言があったのかも、それはわかりません。その当時の会議録を引き出さないとわかりませんが、基本的に大きな理由としてはそのような変更理由であったように記憶しております。

それと、この変更の見直しに当たりましては、私が申し上げたのは、学童保育と小学校、幼稚園含めた全体構想の中でその配置を考えていく必要がある。単独の考え方ではなくて、その関連性においてどのようにするのかということの中での計画変更を練って、学童保育、幼稚園という建設計画に入るといふ順番をお示しさせていただいたところでございます。

それから、学童保育が2階建てである、そのことについては私は大きな問題はないように思

っております。学校等の施設は、当然のことながら小学校1年生から6年生まで通っております。葛城市内においても従前から2階建ての建物である。3歳児から5歳児までを対象とするのではなく、6歳児以上の年齢層の児童をお預かりする施設でございますので、当然、2階建てであっても私は問題ないと考えております。

それから、何をおっしゃいましたか。

西川委員 敷地を広げてんのかということ。

阿古市長 当然のことながら広げております。全体計画の中で私は見直すと言いましたので、当然のことながら、その中で園児たちの、前回の計画図をここには持っておりませんが、非常に従前の建物と切迫した中での建設計画でございました。その中で、2階建ての建設がありますと、その教室から外へ出ますと、すぐ面前にそのような高さのシートがかかってくる、その中で2年間という園児たちの環境を持つということは非常に申しわけない思いでありますので、少なくとも幾らかの運動スペース等を確保できる、安全等を確保できる、更に安全等を確保できるような契約への見直しを指示したわけでございます。そのことについては、私はもうその当時と思いは全く一緒でございます。

葛城市にとって幼稚園の施設が、確かに2階建てでも法律上問題ないんですよ。ないんだけど、このようなのどかな環境の中で平屋建てを建てることができる、それであればどちらを選択するのかといえば、私は平屋建てで建てるべきであるという考えはいまだに変わっておりません。

以上でよろしいですか。あと何かありましたか。

内野委員長 岸本部長。

岸本教育部長 教育部長の岸本でございます。

南園舎の検査済み証のない件でございますが、この検査済み証がとれてないことにつきましては、当時の時代背景もあって、そういう建物が多かったということもありますが、取得していなかったこと自体は事務処理としては不適切であったと思っております。ただ、古い建物で検査済み証をとっていないケースが多いことから、2014年に救済措置として、検査済み証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法調査のためのガイドラインが国土交通省より示されております。

今後の対応でございますが、今後、長く使用する建物であれば、当然このガイドラインに沿って検査済み証にかわる報告書を提出するべきであると考えておりますが、2年をめぐりに取り壊す予定の建物でもございます。また、15年間使用してきたこともございますから、取り壊しまで現状で使用したいと考えておるところでございます。

以上でございます。

内野委員長 西川委員。

西川委員 市長、以前に自分が答弁した、議事録を確認しないとわからないとおっしゃるのなら、すぐ確認してください。答弁したことは事実やんか。2階の床が落ちる、屋根落ちる言うてるやんか。ほんで何で学童を2階建てにすんの。

それと、敷地については設計条件を変えるのであったら平屋建にできまんがな。その当時

の教育部長や教育委員会の設計条件は、一切の敷地も広げないで、その中で設計をしてくださいという話やんか。それを市長は理解して言うてんのかどうか知らんけど。そやけど、2階建てにやったら屋根落ちる、床落ちる、そやさかい2階建てあかん言うてんねん。

それと、南園舎は耐震基準の形で、これはお金のこともあるので残すんやというふうなことを市長言うてたんや。せやのに、解体してしまうのですか。その当時は残すんやというような答弁もしている。残してやったらええんと違いまっか。

それと、全体計画を示すと言われているが、いつ示してくれますの。この配置図に幼稚園入ってないで。幼稚園入れた配置図を入れてこそ全体計画と違うんか。ここら辺の全体を含めた形で図面ができ上がったら図面を出すと副市長もおっしゃったよ。それいつ上がってんのか知らんけれども、幼稚園の平面図は上がってきたあるけれども、どういう全体計画があんの。磐城の運動場はどんだけ狭うすんの。これ、何も出てないやん。出してくれますか。それと、市長はこのことをはっきり調べなわからん言うてはんねから、この議事録を見てもうてください、どない言うたか。

それと、当初設計の成果図面。はっきりとそれが屋根落ちるかどうか、1回その成果図面を公の機関、確認までおりてんねんから、そんなええ加減な設計図面を書いているかどうか、市の方でちゃんと検証してくださいな。

それと、これはあれやけれども、2千何万円の設計委託料をほかして、3,780万円、7,800万円の補助金をほかして、今度、補助金をどないしてもらうんか知らんけれども、幼稚園の建設費は、当初に設計していた金額より一切高くなってはならないようにしてもらわないとあきませんで。

内野委員長 どうでしょう。全体計画の図面とかは用意できますか。それと、議事録の確認。

松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

途中の段階で副市長が答弁、説明している部分もあるだろうと委員おっしゃいましたので、私からも発言をさせていただきます。

まずは、全体を通じまして、ずっと時間をかけて、所管の委員会で順次その時点でお出しできるものを出しながらご説明をしまいいりましたし、それまでに必要な予算措置についても議会でご審議いただいております中で今まで来たという流れについて、十分踏まえていただきたいと思います。

その上で、西川委員が、いろいろと断片的に全体の議論の中の一部を切り取って今ご発言なさいましたけれども、全体の流れの中で、当時それぞれ説明できることについてはご説明をしまいいったと存じておりますが、全体の計画については、例えば学童保育の図面も、それから残る児童館その他の図面も、それから小学校も含めて、これは例えば現況図、現況の写真とか、それから施設台帳という形で、今の磐城小学校全体が入った図面なり写真なりを含めて、わかる部分についてはたしか途中段階でもお示しをしながら説明をしまいいった記憶はございますが、さすがに、今突然言われますと、どのタイミングでどれを出したかということについては具体的にご説明するのが難しいかなと存じます。

いずれにいたしましても、当委員会で調査項目にさせていただきましてこうやって報告の機会をいただいておりますので、今後とも、特に今、いろんな整備に当たっての、あるいはその過去からのいきさつの中での留意すべきことについて西川委員からもまた貴重なご意見をいただいておりますので、そのあたりも踏まえまして、今後の説明の中でこういったことをこういった図面を出しながら説明させていただけるかにつきましては、担当部局が中心になりまして、議会ともきっちりご相談をさせていただきながら進めてまいりたいと存じます。以上でございます。

西川委員 答弁をまだ1つだけもうてないのは、こういうやり方で工事を進めたら、園児がこの工事中にどこで遊ぶのか。市長は真っ暗になると言うてはんねやから、この進め方でどこで園児が遊ぶのや。

内野委員長 どなたか説明お願いできますか。どこで園児が遊ぶのかという、ちょっと図面を通して説明していただけますか。

(発言する者あり)

内野委員長 暫時休憩をさせていただきます。

休 憩 午後2時58分

再 開 午後3時21分

内野委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、問題をちょっと整理していきたいと思います。

まず初めに、この南園舎の件に関して、事務局長の方から説明していただきます。

中井事務局長 南園舎の検査済み証がないという話でございます。これの件につきましては、7月5日の全員協議会でも同じような話題になりまして、その当時、西川委員から言われた検査済み証がないということに対して明確な答弁はありませんでした。今回、岸本部長の方から南園舎については国土交通省が示された基準というのがあるのでと先ほど答弁されましたので、この件につきましては今回で答弁が終ったということになります。

以上でございます。

内野委員長 それでは、今、皆さんのお手元に全面改築の敷地の拡張の図面があると思いますが、この説明をまずお願いいたします。

教育部長。

岸本教育部長 教育部長の岸本でございます。

この図面につきましては、6月の議会で1回説明させていただきましたが、再度ご説明申し上げます。

この新園舎の配置につきましては、新耐震構造の南園舎を残すか取り壊すかが課題とありましたが、南園舎の現状は雨漏りの発生や壁面数カ所にクラックが発生している状況であり、南園舎を残した場合は今後も補修箇所の発生が予測され、その対策に多額の費用が必要であると推測されること、また何よりも附属幼稚園との位置関係から小学校の運動場と園庭が遮られることによりまして、小学生との交流がより盛んになるようにここを広げるということでございます。そのことによりまして、小学生との交流が盛んになり、将来小学校に進学す

る際にスムーズに新たな小学校生活になじむことができるといったようなことから、やむを得ず南園舎を解体し、全面改築とすることといたしたものでございます。

また、小学校運動場の敷地の拡張につきましては、第一に園児がのびのびと運動や遊びができる園庭の確保、保育士の増室、リズム室の面積確保などの条件を取り入れながら、小学校との協議の上、拡張面積をできる限り少なくなるように検討しております。

それでは、この改築の図面の段取りを申し上げます。まず、第1期の工事として、現在の園庭に保育室6室と職員室を含む建築工事を実施いたしまして、その後、第1期工事の新園舎に北園舎及び職員室と西園舎の引っ越しを行い、北園舎及び西園舎をその後解体いたします。続いて、第2期の工事としまして、北園舎跡に保育室とリズム室を含む建築工事を実施いたしまして、第2期工事の新園舎に南園舎が引っ越し、南園舎を解体いたします。最後に、園庭の遊具等の設置を行い、工事を完了する予定というものの案でございます。

以上でございます。

内野委員長 ありがとうございます。先ほどから、この全体の計画が出ている図面ということも、きょうは用意できないということで、今後また用意していただけるようお願いを求めています。

次に、もう一度全体の流れの中で、ご説明を市長の方からいただけたらと思います。

阿古市長 今回の磐城幼稚園の建設に当たりましては、1年間の再考期間を設けております。その中で、その磐城小学校、磐城幼稚園、児童館、学童保育等の建物の配置をどのような配置にすれば一番利便性がいいのか、子どもたちにとって環境がいいのかという全体像を見直した中での変更でございます。当初予定されておりました従来の幼稚園敷地内からはみ出る部分がございます。それも全体構想の中での修正であるという具合に理解しております。その建物の形式によりましては、私はやはり葛城市の幼稚園としては平屋建てを前提に建てかえの計画を練り直させていただいたというわけでございます。

全体のその図面というのがきょう準備できないわけでございますが、幼稚園に関しましては、1期工事、2期工事の中で一定の園児たちのその体を動かすスペースを何とか確保できないのかなという中で計画を練り直したものでございます。実質、次年度から建設に取りかかるわけですが、園児たちの安全、なおかつ建てている期間の環境をいかに保持できるのかということも加味した中での計画変更でございます。ご理解のほどよろしく願い申し上げます。

以上でございます。

内野委員長 西川委員。

西川委員 「南園舎はもったいないから残す」というふうに初めおっしゃったんです。私は、こんなもん解体せんと形にならんと思っておりました。そやけど、初めは「もったいないから残す」と言われた。残した状態で計画をするとすると、部長が今言うた国土交通省のことは適用にならんよ。まずは北棟園舎そのものも今の法律に合わせということになる。解体をするという条件でやったら、そんなことはせんでもええということや。残すということを前提にやると、北棟園舎も今の合法的な形をとりなさいと、耐震のこともちゃんとやりなさいと、

そういう指導が来んねん。

それと、今、市長おっしゃったように、運動するスペースを確保すんねやったら、小学校の運動場を使わせたらんと、どうしようもない思いませ。でないと、解体をするのに全部仮囲いをやらんと、こんな危なくて解体なんてできませんよ。こんな、解体をやっている最中に、そこにちょっと広場あるさかいにいうて、そこで遊ばすなんてできない。解体するにも作業する余裕が要る。解体中はどこで園児を遊ばすのか。こんな真っ暗なところで、2年間遊ぶところがなくて、そういう理屈も市長は言うたわけやん。今も一緒やん。どこに遊ばすところがあんの。小学校の運動場を使わんかったら、こんなん遊ばれへんの違うんか。そこんどこどう考えてんの。

内野委員長 岸本部長。

岸本教育部長 教育部長の岸本でございます。

先ほど、敷地の説明を申しあげました際に、運動場所のことについて答弁漏れておりました。委員おっしゃっておりますように、南園舎の南側の方、一部小学校に入りますが、仮囲い等を行いまして幼稚園の運動場というような形をとっていきたいと考えております。

以上でございます。

内野委員長 それでよろしいですか。

では、今この敷地拡張の図面を見て、ほかにどなたか質問ございませんか。

川村委員。

川村委員 この今回の工事で、小学校の方にどういった影響があるのかだけ確認させていただきたいと思います。小学校の利用の時間と、それからまた休日にスポ少なんかでいろいろと練習場として開放していただいている運動場であると思いますので、そのあたりのこれからの工事に伴うそういった影響というのはどのぐらいあるか教えていただけますか。

内野委員長 吉井課長。

吉井教育総務課長 教育総務課の吉井でございます。どうぞよろしく申し上げます。

ただいまの委員に対します回答でございますが、小学校の運動場に対しましては、先ほど示しました図面でもありますが、若干南の方に、小学校の方に広がってまいります。そちらの方につきましては、現場でも確認いたしておりますが、こちらの方、小学校のグラウンドの北側にバックネットがございます。そちらの方も移設しますが、現場で確認したところ、小学校の運動会が一番大きな行事になってくるとは思いますが、そちらの方にも観客席含めて影響の方は少ないというふうに思っております。

それと、先ほどお話もありました土曜、日曜等につきましては、野球及びサッカーの練習、スポーツ少年団の練習をされております。こちらの方につきましても、若干バックネットが南の方へずれるに当たりまして、両チームとのご理解をいただきまして、影響のないような形で練習を続けていただくような形でご理解いただこうと思っております。

以上でございます。

内野委員長 川村委員。

川村委員 小学校側の方の影響について今聞かせていただいたんですが、その今言われたサッカーと

野球ですか、その練習に影響のないようにご理解はもういただいているのでしょうか。

内野委員長 吉井課長。

吉井教育総務課長 教育総務課の吉井でございます。

スポーツ少年団の方にはお話の方はさせていただいております、最終的な図面等ができましたら、もう一度確認いただきましてご了解いただくという形で計画しております。

内野委員長 いいですか。

川村委員。

川村委員 いろんな事情ということもありますし、その人たちにとっては毎週毎週そこで練習している場所が確保できて持続しているものですので、それができるのかできないのかということを含めて十分にお話し合いをしていただかないといけないのかなど。私も練習をよくやってんのかを見かけますので、そのところが大事なかなと思いますので、十分にご理解をいただく方向でお話をお願いしたいと思います。

以上です。

内野委員長 よろしく願いいたします。ほかに。

吉村委員。

吉村委員 今の川村委員の質問にちょっと補足で1点だけ質問させてください。

第1期工事のために南の方に伸びるということで、この図面も新しくいただきましたが、具体的に南の方に何メートルぐらい伸びるのか、具体的な数字を教えていただけたらと思います。

内野委員長 吉井課長。

吉井教育総務課長 教育総務課の吉井でございます。ただいまのご質問に対しましてお答えさせていただきます。

どれぐらいの小学校敷地に広がるかというところでございますが、この図面でも、先ほどお配りさせていただきました図面でもありますように、若干台形になっております。上が北でございますので、西側の方、狭いほうで約9メートル、東側の方で約12メートルそれぞれ拡張の予定をしております。

以上でございます。

内野委員長 いいですか。ほかにございせんか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 ないようでございますので、本件につきましても本日はこの程度にとどめたいと思います。

最後にお諮りをいたします。ごみの減量化に関する諸事項について、学校給食に関する諸事項について及び磐城小学校附属幼稚園周辺一体整備については、事業の進捗等に伴い、随時委員会を開催し、審査を必要とすることから、議長に対しそれぞれ閉会中の継続審査の申し出をしたいと思いますが、これにご異議はございせんか。

(「異議なし」の声あり)

内野委員長 ご異議なしと認めます。よって、これらの3つの調査事項については、議長に対し、そ

れぞれ閉会中の継続審査の申し入れをいたします。

以上で本日の審査事項を全て終了いたします。

委員外議員の方の発言の申し出があれば許可をいたします。

増田議員。

(増田議員の発言あり)

内野委員長 ほかは大丈夫ですか。いいですか。

(「なし」の声あり)

内野委員長 ないようでございますので、委員外議員の発言を終結いたします。

長時間にわたりましてご審査いただきまして、本当にありがとうございました。

20日の本会議、最終日、しっかりとまた審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

本当にありがとうございました。

これをもって厚生文教常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午後3時45分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

厚生文教常任委員会委員長 内 野 悦 子